

令和2年11月11日

各県社会保険推進・処遇改善担当課長 様

国土交通省中部地方整備局建政部建設産業課長

公共工事における社会保険等未加入業者対策の強化、請負代金内訳書への法定福利費内訳明示の取組の強化及び建設キャリアアップシステムの活用等について

【協力依頼】

1.

1-1. 公共工事における社会保険等未加入業者対策の強化について

(資料:監理課長等会議資料 報告議題3)

令和2年10月1日より改正建設業法が施行され、適正な社会保険等への加入が、許可要件となったところです。

しかし、社会保険等について、法定福利費を適正に負担しない企業が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

そのような状況の中、入札契約適正化法に基づく実態調査（以下、「入契調査」という。）においては、多くの市町村では、社会保険等未加入業者対策の取組が未だ実施されていない状況です。そのため、以下の項目について、各県内の取組が未実施の市町村への取組実施の働きかけをお願いいたします。

○社会保険等未加入業者対策（必ず実施）

入契調査の市町村からの回答において、公共工事を発注する際に、全国ベースで、元請企業を加入業者に限定する取組について約3割で対策未実施、下請企業を加入業者に限定する取組について約5割で対策未実施となっています。

そのため、地元の建設業団体等と連携して加入業者に限定する取組を実施するよう市町村へ働きかけをお願いいたします。

働きかけに当たっては、元請企業を加入業者に限定する取組が未実施であり、人口規模の大きい自治体を優先してください。

【各県内の未実施市町村】別紙における①元請未実施、②下請未実施

1－2．公共工事における請負代金内訳書への法定福利費内訳明示の取組の強化について（資料：監理課長等会議資料 報告議題3）

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（品確法基本方針）が一部変更（令和元年 10 月 18 日閣議決定）され、公共工事を実施する者は、請負契約において法定福利費の請負代金内訳書を活用し、法定福利費が的確に反映されていることを明確にすること等により、下請契約が適正な請負代金で締結されるようにするものとすること、及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（入契法適正化指針）が一部変更（令和元年 10 月 18 日閣議決定）され、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、積算と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めるものとするとされたところです。

そのような状況の中、入契調査においては、一部の都道府県や多くの市町村では、請負代金内訳書への法定福利費内訳明示の取組が未だ実施されていない状況です。そのため、以下の項目について、各県の取組の推進、また、各県内の取組が未実施の市町村への取組実施の働きかけをお願いいたします。

○請負代金内訳書への法定福利費内訳明示の取組

入契調査の回答において、公共工事を発注する際に、全国ベースで請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示する取組について、都道府県は約 5 割で取組未導入、市町村は 8 割以上で取組未導入となっています。

そのため、各県においては、取組が未導入の場合においては取組の導入に努め、県内において、取組が未導入の市町村に対しては、取組導入に向けた支援をお願いいたします。

【各県内の未導入市町村】別紙における③

- ※1 働きかけに当たっては、例えば、県公共工事契約業務連絡協議会などを活用し、各県や既に取り組を導入している管内自治体の取組事例を提供するなど、必要な支援をお願いします。
- ※2 なお、（特に 1－1 について）年明けを目処に、各県において、どういう場で働きかけを行い、かつ、働きかけをした自治体数と自治体から寄せられた意見等について、お伺いさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

【周知】

2. 建設キャリアアップシステム（CCUS）等について

（資料：監理課長等会議資料 検討議題3）

令和2年3月23日に、「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」をとりまとめ、公表しており、本パッケージにおいて、『令和5年度からの「あらゆる工事での CCUS 完全実施」に向けた3つの具体策（Ⅰ建退共の CCUS 活用への完全移行、Ⅱ社会保険加入確認の CCUS 活用の原則化、Ⅲ国直轄での義務化モデル工事实施等、公共工事等での活用）と道筋』を明記し、取組を推進しておりますので周知するとともに、各県及び管内市町村における公共工事での活用をお願いいたします。

【問い合わせ先】 TEL：052－953－8572

報告議題3

社会保険加入対策について

建設業における社会保険加入対策の概要（平成24年度～）

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について（提言）」（平成24年3月）

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現する必要がある

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 建設業社会保険推進連絡協議会の設置（H24.5設置、H29.5改組）
 - ・ 建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政（国交省、厚労省）により構成
- ・ 実施後5年（H29年度）を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有
- ・ 目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大等（H24.7～）
 - ・ 未加入企業に対する減点幅の拡大（H24.7～）、減点措置の厳格化（W点の下限値をゼロからマイナスへ見直し）（H30.4～）
- 許可更新時等の確認・指導（H24.11～）
 - ・ 許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・ 立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・ 未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施（H26.8～段階的に実施）
 - ・ 二次以下の下請企業についても加入企業に限定（H29.4～）
 - ・ 二次以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施（H29.10～）
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
 - ・ 加入企業への限定を図ることを入札契約適正化法に基づき要請（H28.6）
 - ・ 公共標準約款を改正し、下請企業を加入企業に限定する規定を創設（H29.7）

4. 民間発注工事における対策の実施

- 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用（H30.1～）

5. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン（課長通知）の制定（H24.11～）
 - ・ 元請企業は、下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・ 遅くとも平成29年度以降は、
 - ① 未加入企業を下請企業に選定しない
 - ② 適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

6. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映（H24.4～）
 - ・ 事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
 - ・ 専門工事業団体毎に「標準見積書」を作成し、活用を開始（H25.9～）
 - ・ 建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底（H28.6～）
 - ・ 研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等による周知・啓発
- 請負代金内訳書への法定福利費の内訳明示（H29.7）
 - ・ 標準約款（公共／民間／下請）を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示
- 法定福利費の支払い状況に関する実態調査の実施（H29.9）

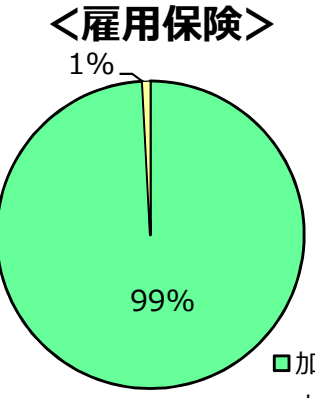
7. その他

- 周知・啓発・相談体制の充実等
 - ・ 相談窓口の設置、全国社会保険労務士会連合会との連携強化（H28.7～）
 - ・ 地元の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を都道府県単位で開催（H29.7～）
 - ・ 「適切な保険」についてフローチャート形式で確認できるリーフレットの作成、周知（H30.1）

- 公共事業労務費調査（令和元年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
 - ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では99%**〔対前年度比+1.0%〕、**健康保険では99%**〔対前年度比+0.9%〕、**厚生年金保険では99%**〔対前年度比+1.3%〕となっています。
 - ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では94%**〔対前年度比+0.9%〕、**健康保険では92%**〔対前年度比+1.3%〕、**厚生年金保険では89%**〔対前年度比+0.9%〕となっています。

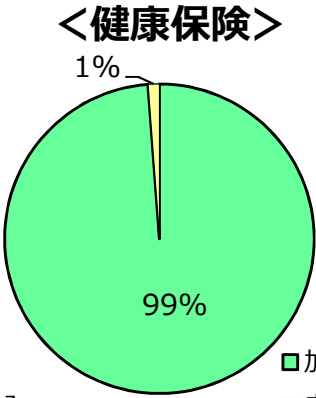
企業別

<雇用保険>



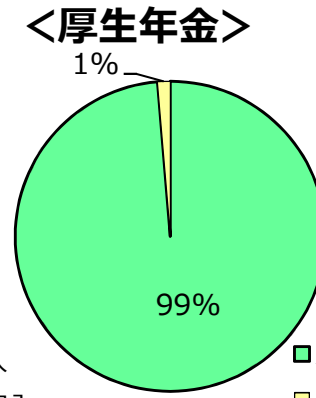
■加入
■未加入

<健康保険>



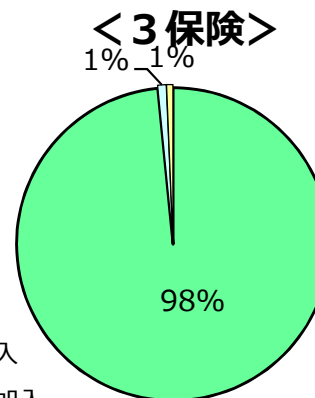
■加入
■未加入

<厚生年金>



■加入
■未加入

<3保険>



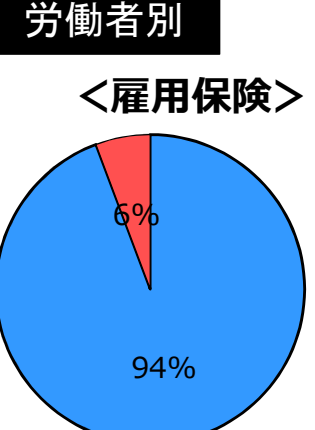
■ 3保険加入
■ 3保険いずれか加入
■ 未加入

企業別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%

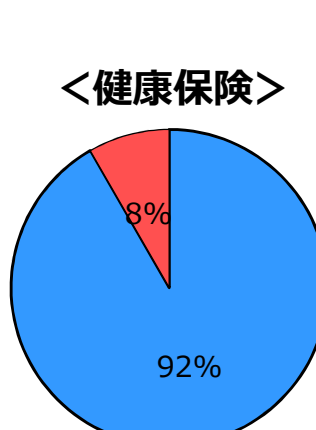
労働者別

<雇用保険>



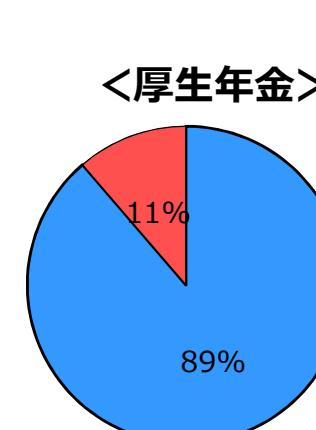
■加入
■未加入

<健康保険>



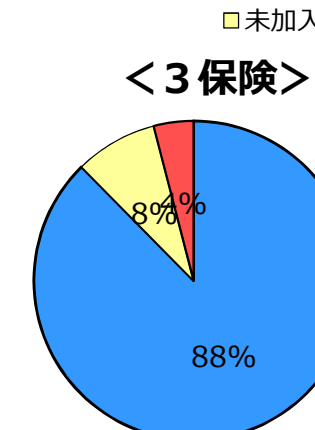
■加入
■未加入 (市町村国民健康保険加入者を含む)

<厚生年金>



■加入
■未加入 (国民年金加入者を含む)

<3保険>



■ 3保険加入
■ 3保険いずれか加入
■ 未加入

労働者別・3保険別加入割合の推移

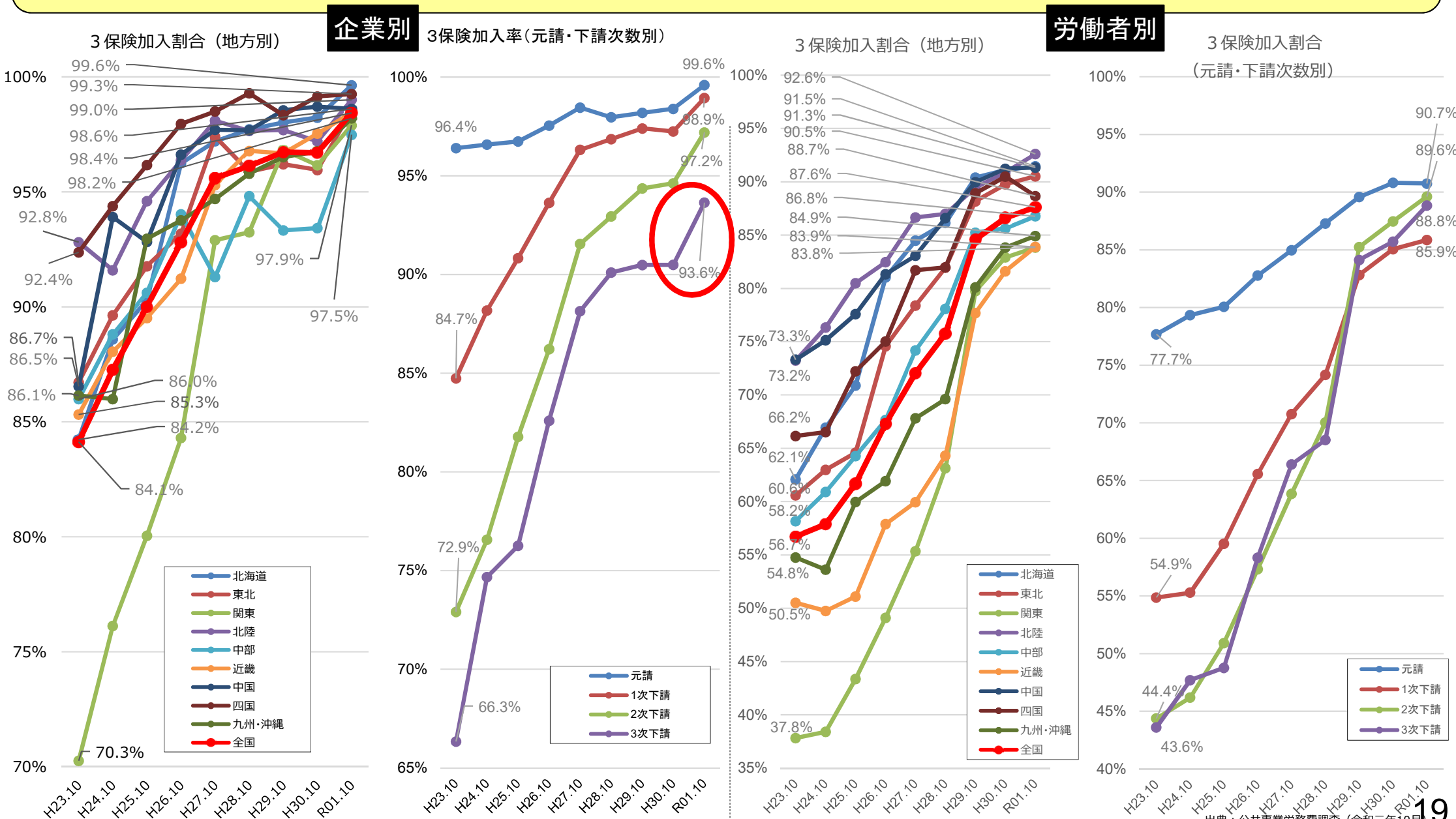
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%
H28.10	84%	80%	78%	76%
H29.10	91%	89%	86%	85%
H30.10	93%	90%	88%	87%
R01.10	94%	92%	89%	88%

※企業別及び労働者別における「未加入」には、関係法令上社会保険の加入義務のないケースも含んでいる。

出典：公共事業労務費調査（令和元年10月）

社会保険加入状況の推移(地方別、元請・下請次数別)

○ 公共事業労務費調査(平成23年10月調査～令和元年10月調査)における3保険加入状況をみると、全体的には加入割合は上昇傾向にあります。元請企業と比較して高次の下請企業が、加入割合の低い傾向にあります。



請負代金内訳書における法定福利費の明示(標準約款改正)

○明示する法定福利費について

- ・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象
- ・対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険



契約締結後に発注者に提出する**請負代金内訳書に法定福利費を明示する。**

<法定福利費の計算方法>

①労務費を算出し、法定福利費を求めるケース

- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合 ⇒当該労務費を使用。
- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合 ⇒過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出。
- ・労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出。
$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

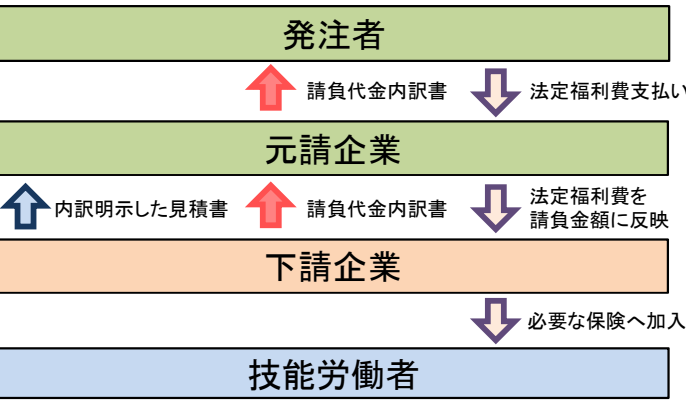
②労務費の算出が困難なケース

- ・過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。
$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

③下請企業から提出された見積書等を活用するケース

- ・下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用(明示された法定福利費の額を合算)
$$\text{法定福利費} = (\text{下請Aの法定福利費}) + (\text{下請Bの法定福利費}) + \dots$$

(活用イメージ)



請負代金内訳書の活用

標準見積書(※)や
請負代金内訳書
の活用

※平成25年度より、見積書に法定福利費を内訳明示する取組を推進している。

(発注者) 殿

(受注者) 住所: 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
氏名: 〇〇株式会社

請負代金内訳書

工事名 〇〇工事
契約年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
工期 〇〇日

工事区分	工種	種別		単価	金額
工事費計					10,000,000

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 450,000円)

国土交通省直轄工事においては、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始する工事から請負代金内訳書に法定福利費を明示することとした。

1. 背景

- 請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)における法定福利費の明示については、「「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について」(平成29年8月25日付け国地契第22号、国北予第8号)等に従い、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始した工事から実施しているところ。
- これに関し、予定価格には社会保険加入の原資となる法定福利費が含まれており、適切な法定福利費を確保する観点から、内訳書の記載に法的拘束力がないことに留意しつつ、発注者としても、次のとおり取り組むこととした。(「請負代金内訳書に明示される法定福利費の適切な支払いのための取組について」(平成30年5月31日付け国地契第5号))。



2. 具体的な取組

- ① 請負代金内訳書提出前：内訳書に明示された法定福利費が適正金額と乖離することを防ぐため、全工事を対象に、契約相手に対して紙等を配布し、下記事項に注意するよう事前に周知徹底を行う。

(周知内容)

- ・ 計算間違いや桁のずれ等、数值的・機械的に誤っていないこと。
- ・ 法定福利費の算出に当たって、国交省作成のマニュアルに準拠する等、適切な方法で行っていること。
- ・ 下請契約を締結する工事（締結することが見込まれる工事を含む。）においては、当該下請業者分の法定福利費を含めていること。

- ② 請負代金内訳書提出後：法定福利費の割合が著しく低い場合（50%以下を目安）に、事業者に対して記載の確認を行う。

(確認内容)

法定福利費の割合が50%以下であることを明示的に伝達し、事前周知の内容につき誤りがないか確認。

改正建設業法施行(令和2年10月)を踏まえた社会保険加入対策

これまでの主な対策	改正建設業法施行以降に必要な対策
1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進 ○ 建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会の設置	協議会において、 <u>引き続き対策の協議・検討を実施</u>
2. 行政によるチェック・指導 ○ 経営事項審査における減点幅の拡大等 (H24.7～) ○ 許可更新時等の確認・指導 (H24.11～)	【改正建設業法により社会保険加入要件化】
3. 公共工事における対策の実施 ○ 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8～段階的に実施) ○ 地方公共団体発注の工事における対策の実施	【改正建設業法により社会保険加入要件化】
4. 民間発注工事における対策の実施 ○ 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用 (H30.1～)	【改正建設業法により社会保険加入要件化】
5. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透 ○ 下請指導ガイドライン(課長通知)の制定 (H24.11～)	○ 労働者単位での社会保険加入確認の強化 ⇒ CCUSにより作業員名簿の確認効率化が可能となることにあわせて、 <u>「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改訂</u> ○ 規制逃れが疑われる一人親方対策について ⇒ 協議会の下に検討会を設置し、職種ごとの実態等を踏まえ、 <u>今年度中に一人親方対策の方向性をとりまとめ</u>
6. 法定福利費の確保 ○ 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4～) ○ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用 ○ 請負代金内訳書への法定福利費の内訳明示 (H29.7) ○ 法定福利費の支払状況等に関する実態調査の実施 (H29.9～)	○ 法定福利費を行き渡らせるため、見積書・請負代金内訳書における法定福利費内訳明示の更なる徹底 ⇒ <u>年内に「建設業社会保険推進・処遇改善『地方』連絡協議会」を開催するなど、地方レベルにおいても取組を強化</u>
7. その他 ○ 周知・啓発・相談体制の充実等	社会保険加入対策の周知・啓発等について、 <u>引き続き実施</u>

【建設業の許可・更新では適切な社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）への加入を要件化】

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
事業所の 形態	常用労働者 の数				
法人	1人～	常用 労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合（建設国保等）	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合（建設国保等）	厚生年金
個人 事業主	5人～	常用 労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合（建設国保等）	厚生年金
	1人～4人	常用 労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金
	—	事業主、 一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金



適切な社会保険に未加入の
企業は許可・更新がされない

【施工体制台帳の記載事項について、建設工事の従事者に関する事項として、氏名や社会保険の加入状況等の事項を追加】

- ◎ 施工体制台帳の記載事項に作業員名簿を追加し、書類の添付も制度化（H30.6月 中建審・基本問題小委中間とりまとめ）
- ◎ 公共工事では全受注者から発注者への提出が必要（入契法）
※着工時点だけでなく、工期の進行に伴い、下請や作業員に追加・変更があった場合についても同様



CCUSの活用によりデータ作成や現場管理が効率化

- 建設業における社会保険の加入について、元請企業と下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするため、平成24年11月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を施行
- 令和元年の建設業法等の一部改正等を踏まえ、**ガイドラインを改訂(令和2年10月1日より施行)**

改訂の主な内容

○社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- ・ 各作業員の社会保険加入状況の確認を行う際には、登録時に社会保険の加入証明書類等の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認して保険加入状況の確認を行うことを原則とする
- ・ 建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は下請企業に対し、社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー(電子データ可)を提示させるなど、情報の真正性の確保に向けた措置を講ずること
- ・ CCUS登録企業を下請企業として選定することを推奨
- ・ 技能者のキャリアアップカードの登録を推奨、建設現場にカードリーダーの積極的導入

○例外的に現場入場を認める「特段の理由」を明記

- ・ **特段の理由により未加入作業員の現場入場を認める場合は以下に限定**
 - 例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合
 - 社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合

○一人親方について

- ・ 生活保障の観点や、法定福利費を適正負担する企業間による公平・健全な競争環境の整備の観点から、下請企業の役割と責任として、**請負関係にある一人親方について、実態が雇用労働者であれば早期に雇用関係を締結し、適切な社会保険に加入させることを明確に規定**
- ・ 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に加入していない作業員については
 - 実態が請負であれば、下請企業と一人親方との関係を記載した**再下請負通知書及び請負契約書**を元請企業に提出
 - 元請企業は**適切な施工体制台帳・施工体系図**を作成すべきものであることを明確化

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(概要)

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定

○同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(令和2年10月1日最終改訂)

元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

○下請企業について保険加入の確認・指導等

- ・ 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導する
- ・ 社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いを徹底
- ・ 建設キャリアアップシステムに登録している企業を選定することを推奨

○法定福利費の適正な確保

- ・ 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- ・ 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- ・ 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- ・ 情報の真正性が確保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において社会保険加入状況の確認を行うことを原則化
- ・ 書面にて保険加入状況の確認をする場合、社会保険の標準報酬決定通知書等のコピーを提示させ真正性の確保に向けた措置を講ずること
- ・ 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に未加入の作業員について、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、適切な施工体制台帳・施行体系図を作成すべき

下請企業の役割と責任

従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・ 労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行う
- ・ 労務関係経費の削減を意図して、雇用者を個人事業主(一人親方)として請負契約を結ぶことは、偽装請負として労働関係法令に抵触するおそれ
- ・ 老後の生活保障の観点や、法定福利費を適正負担する企業間による公平・健全な競争環境の整備の観点から、請負関係にある一人親方について実態が雇用労働者であれば早期に雇用関係を締結し、適切な社会保険に加入させること

○元請企業が行う指導等への協力

- ・ 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

○法定福利費の適正な確保

- ・ 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

公共工事における法定福利費内訳明示の目標設定

「公共発注者」の取組(受発注者間)

受注者に提出させる請負代金内訳書について、国(各府省)では法定福利費を明示させる取組が進む一方、市区町村では取組が一部の自治体に留まっている状況

【導入している割合】 国(各府省)・・・84%、都道府県・・・53%、市区町村・・・14%

目標設定

令和3年度までに、請負代金内訳書について法定福利費を内訳明示させる取組について、国及び都道府県においては100%、市区町村においては50%以上まで導入を図る

(入札契約適正化法に基づく実態調査において進捗状況フォローアップ)

「建設企業」の取組(元下・下下間)

公共工事において、下請企業から提出させる見積書・請負代金内訳書について、いずれも法定福利費の内訳明示を活用した割合は6割前後に留まっている状況

【内訳明示を活用した割合】 見積書・・・63%、請負代金内訳書・・・58%

目標設定

令和3年度までに、公共工事において法定福利費を内訳明示させる取組について、見積書・請負代金内訳書のいずれも80%以上まで活用を図る

(公共事業労務費調査において進捗状況フォローアップ)

※ 上記目標と合わせ、民間工事も含めた工事全体における見積書・請負代金内訳書についても、70%以上の企業が全ての工事において法定福利費内訳明示を活用することを目指す (下請取引等実態調査において進捗状況フォローアップ)

目標達成等に向けた各ブロックにおける具体的取組

地方整備局等における具体的取組

- 目標達成に向けた進捗確認・フォローアップに加え、民間工事においても見積時・契約時における法定福利費内訳明示の取組をさらに進めるほか、社会保険加入対策や技能者の処遇改善対策等を推進するため、年内目途に、地方整備局等が主催者となって、各地方ブロックごとに「建設業社会保険推進・処遇改善『地方』連絡協議会」を開催し、地方レベルにおいても取組強化を図る。
- また、以下課題について、地方整備局等は必要に応じて市区町村に直接働きかけを行う。
 - ・ 公共工事を発注する際に、受注企業等を社会保険等加入業者に限定する取組を実施すること
 - ・ 国土交通省が定める工事積算基準を参考にしつつ、法定福利費等を的確に反映した予定価格を定めること
 - ・ 公共工事標準請負契約約款に基づき、請負代金内訳書における法定福利費の内訳明示の活用を図ること
 - ・ 請負代金内訳書による法定福利費の割合が、予定価格における割合に比べて著しく低い場合（国土交通省直轄工事においては50%以下目安）には、事業者に対して確認を行うこと
 - ・ 建設キャリアアップシステムの公共工事における活用・評価を行うこと
 - ・ 建退共制度の履行強化、電子申請方式の活用を促進すること

- 各公共発注者が公共工事を発注する際、受注企業等を社会保険等加入業者に限定する取組の実施状況及び社会保険等未加入業者への対応策を調査。
- 都道府県では、二次以下請負業者も社会保険加入企業に限定する取組が進む一方、市区町村では一部の団体に留まっている状況。

(出典) 令和元年度入札契約適正化法に基づく実態調査(平成30年度実績)
※カッコ内は、前回調査結果(平成29年度実績)

① 公共工事の元請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

	実施済（定期の競争参加資格審査等で確認）	未実施
国	17(17)	2 (2)
都道府県	47 (47)	0 (0)
市区町村	1229(1199)	512 (542)

※市区町村は北方領土6村を除く

② 公共工事の下請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

	全ての工事で、2次下請業者以降も加入企業に限定	一定金額以上の工事で、2次下請業者以降も加入企業に限定	全ての工事で、1次下請業者まで加入企業に限定	一定金額以上の工事で、1次下請業者まで加入企業に限定	対策未実施
国	9 (8)	4 (0)	0 (3)	2 (2)	4 (6)
都道府県	23(19)	1 (0)	20 (17)	0 (2)	3 (9)
市区町村	198(148)	35 (33)	477 (399)	100 (106)	918 (1055)

③ 社会保険等未加入業者への対応（1次下請業者）※複数回答

	元請企業に対し加入指導	許可行政庁へ通報	社保担当部局へ通報	指導・通報体制なし
国	15(13)	10(10)	3(2)	3(5)
都道府県	41(41)	35(33)	28(22)	1(1)
市区町村	1127(1073)	110(97)	94(45)	544(626)

④ 社会保険等未加入業者への対応（2次下請業者以降）※複数回答

	元請企業に対し加入指導	許可行政庁へ通報	社保担当部局へ通報	指導・通報体制なし
国	13(11)	9(9)	3(2)	4(6)
都道府県	37(33)	31(30)	22(20)	4(5)
市区町村	1053(989)	81(73)	46(36)	640(706)

- 国土交通省で平成29年7月、標準約款（公共／民間／下請）を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳として明示することを標準化。
- 当該調査では、各公共発注者が公共工事を発注する際、受注者から提出される請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組について調査。
- 国では、法定福利費を明示する取組が進む一方、**市区町村では一部の自治体にとどまっている状況。**

① 請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組

(出典) 令和元年度入札契約適正化法に基づく実態調査(平成30年度実績)
※カッコ内は、前回調査結果(平成29年度実績)

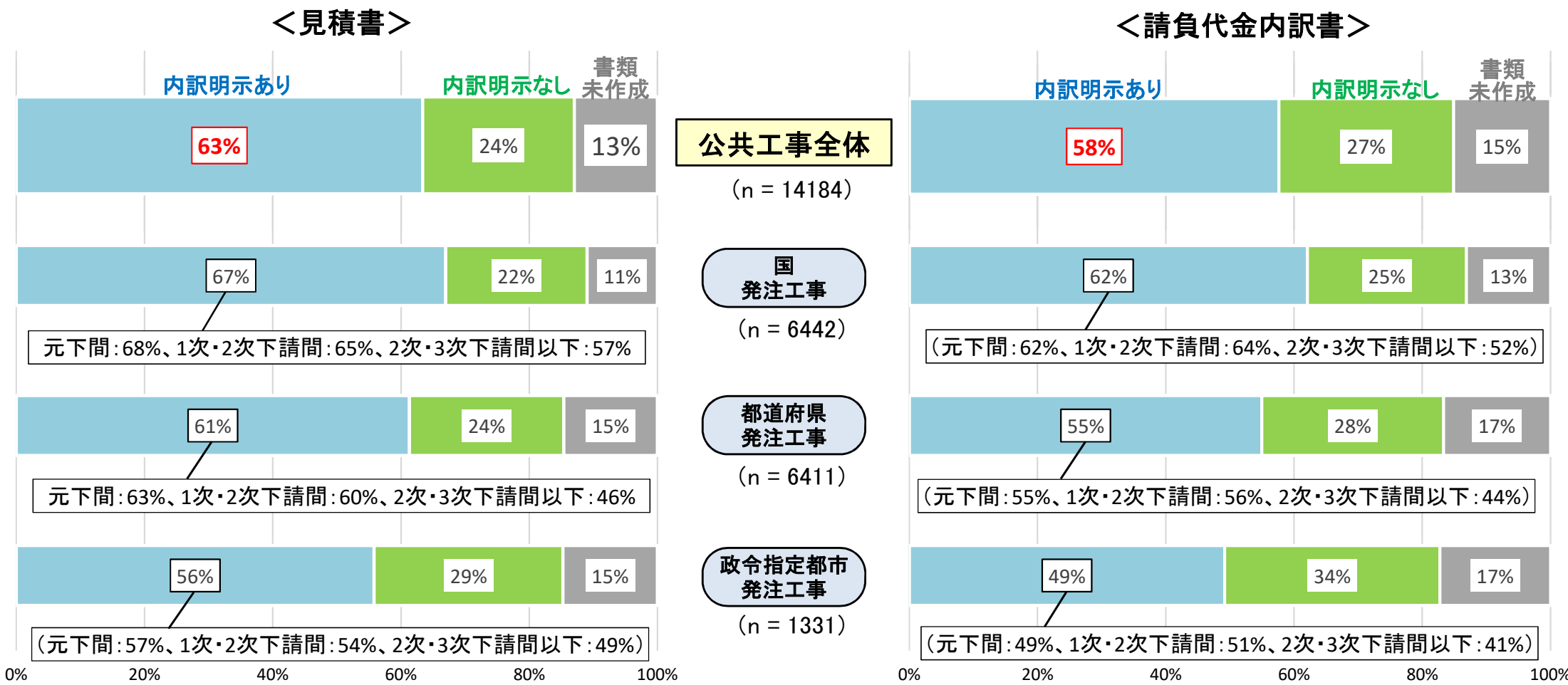
	導入している	導入していない	導入割合 (%)
国(各府省)	16(14)	3(5)	84%(74%)
都道府県	25(20)	22(27)	53%(43%)
市区町村	241(169)	1,500(1,572)	14%(10%)

※市区町村は北方領土6村を除く

② 請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組を導入していない場合の今後の対応予定

	今後導入することを決定している (時期も決定)	今後導入することを検討しているが、 時期は決まっていない	今後も導入する予定はない
国(各府省)	0(1)	2(2)	1(2)
都道府県	0(1)	17(17)	5(9)
市区町村	12(4)	1,028(572)	460(996)

- 令和元年10月中の一現場(公共工事)を対象に、見積時・契約時の法定福利費の内訳明示の活用状況を調査
- 公共事業全体では、**見積時(見積書)においては63%、契約時(請負代金内訳書)においては58%**の企業において法定福利費内訳明示を活用
- 発注者別では、国、都道府県、政令市にしたがって法定福利費内訳明示の実施割合が低下



※ 標本数については見積書と請負代金内訳書で一致しない場合がある

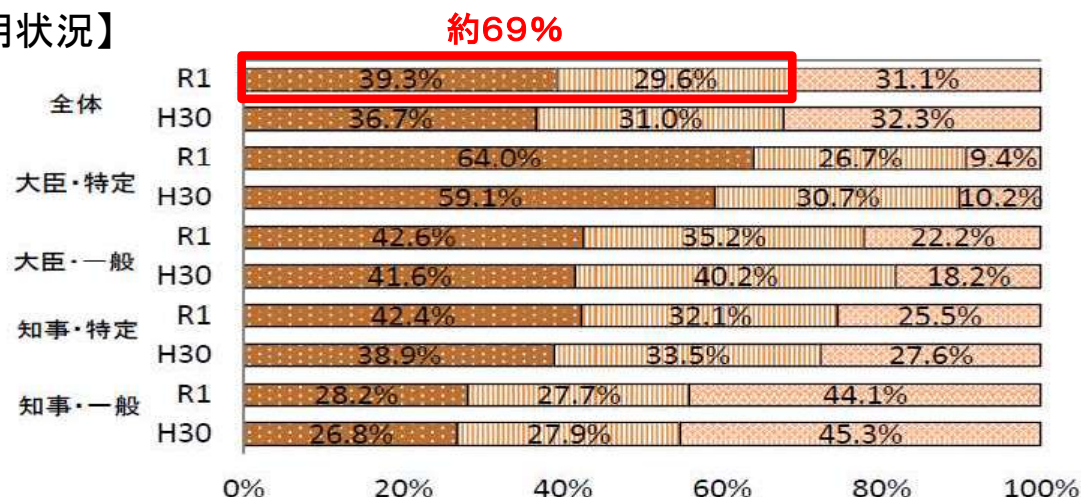
出典: 令和元年度公共事業労務費調査(令和元年10月)

法定福利費内訳明示の活用状況

- 民間工事も含めた工事全体における法定福利費の内訳明示の活用状況について調査
 - ・ 見積書については約39%の企業が全工事で活用（一部工事で活用している企業を含めると約69%）
 - ・ 請負代金内訳書については約37%の企業が全工事で活用（一部工事で活用している企業を含めると約65%）

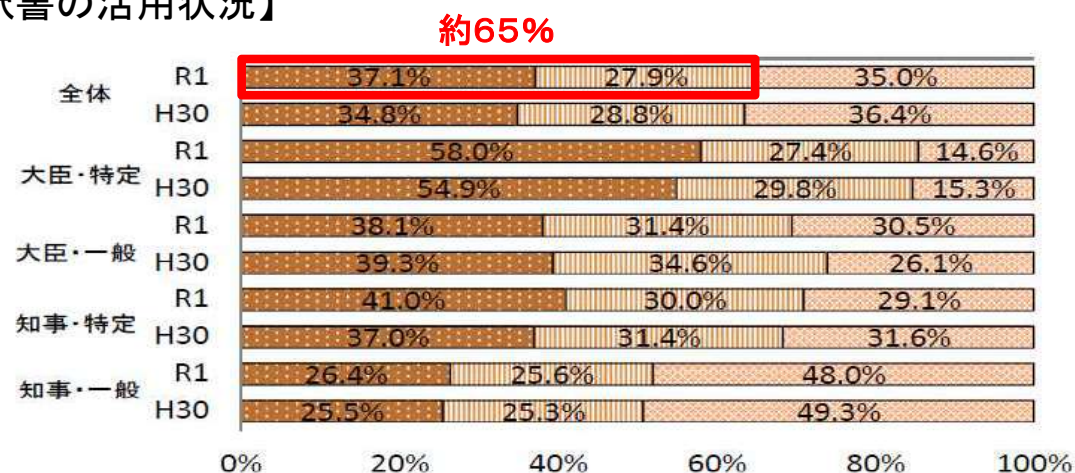
【法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況】

- 1 全ての工事で交付している
- 2 一部の工事で交付している
- 3 交付していない



【法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の活用状況】

- 1 全ての工事で提出している
- 2 一部の工事で提出している
- 3 提出していない



検討議題3

公共工事におけるCCUSの活用及び 建退共制度の見直し関係 (公共発注者向けCCUS参考資料集)

1 CCUSの料金改定と今後の方向性

- 「建設キャリアアップシステム（CCUS）」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み

○若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力を向上させるもの

業界横断的な経験・技能の蓄積



・資格を登録
・カードをリーダーにかざし就業履歴を蓄積

CCUS

技能者情報

- 経験
- 知識・技能
- マネジメント能力

事業者情報

- 建設業許可情報
- 財務状況
- 取引先
- 社会保険加入状況

能力評価基準（※）に基づきレベルを判定

CCUSと連携し、所属する技能者のレベルや人数に応じて☆～☆☆☆☆により評価が見える化

建設技能者の能力評価

レベルに応じてカードも色分け

レベル1



初級技能者（見習い）

経験年数 ○年

〇〇技能講習

レベル2



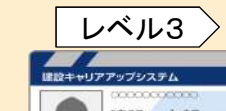
中堅技能者（一人前）

経験年数 ○年

1級□□技能士

班長経験 □年

レベル3



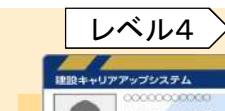
職長として現場に従事できる者

経験年数 □年

登録基幹技能者

職長経験 ★年

レベル4



高度なマネジメント能力を有する者（登録基幹技能者等）

経験年数 ★年

登録基幹技能者

職長経験 ★年

※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準の策定・能力評価の実施

(例) 各職種における賃金目安

呼称	団体	賃金目安（年収）の設定額		
		レベル2	レベル3	レベル4
型枠技能者	(一社)日本型枠工事業協会	550万円	640～590万円	820～620万円
機械土工技能者	(一社)日本機械土工協会	400万円	600万円	700万円
トンネル技能者	(一社)日本トンネル専門工事業協会	750～500万円	1100～850万円	1200万円
基礎ぐい工事技能者	(一社)全国基礎工事業団体連合会	462～344万円	673～576万円	723～620万円

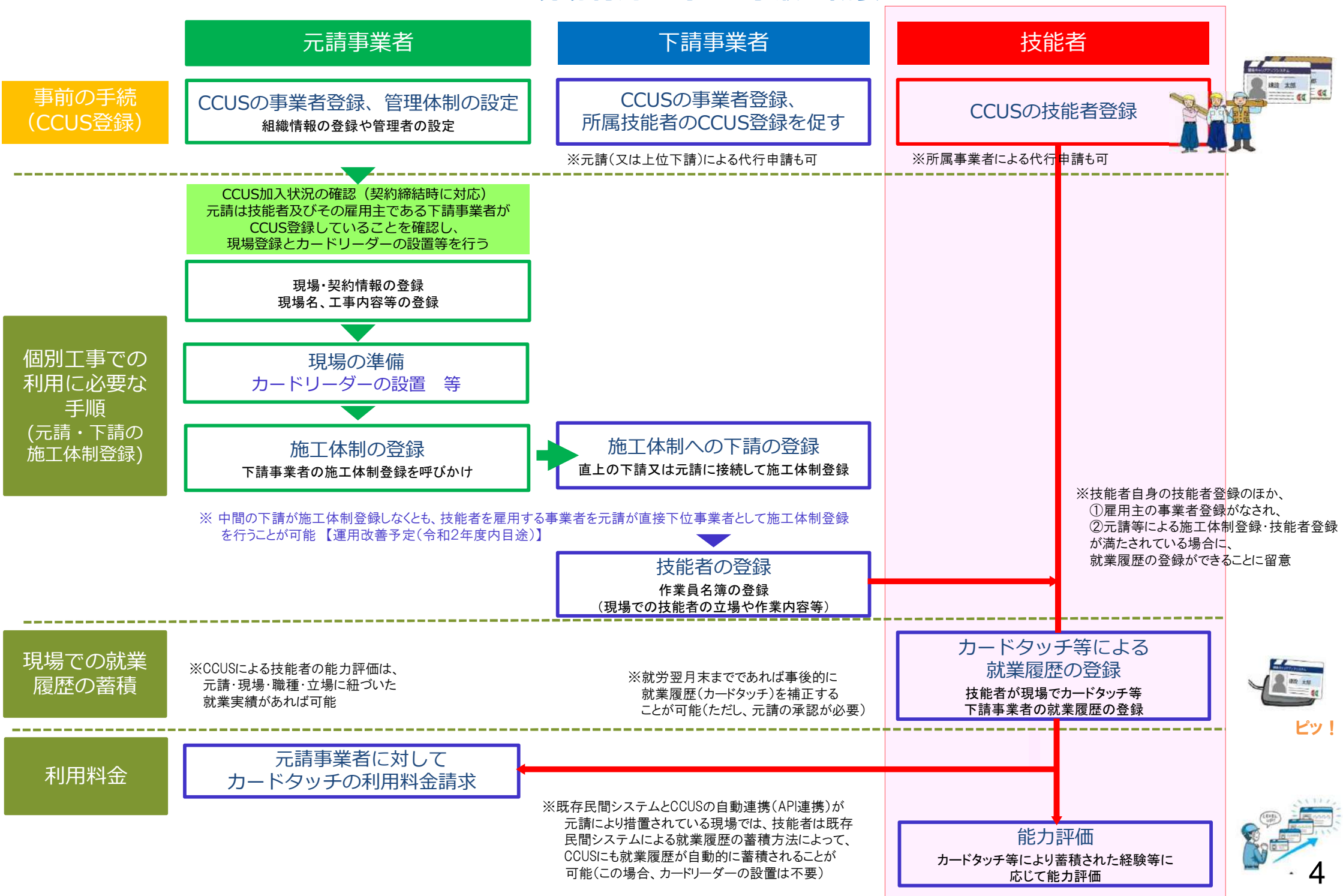
専門工事企業の見える化

項目区分	項目	申請内容（イメージ）
基礎情報 ☆☆☆☆	建設業許可の有無	建設業法上の建設業許可 有
	建設業の許可年数	〇〇年
	財務状況等	〇〇指標 取引銀行；△△銀行〇〇支店 取引先；●●建設、▼▼工務店
施工能力 ☆☆☆☆	社員数	〇〇名（直用）
	専門工事業団体加入	専門工事業団体に加入
	建設技能者の人数	キャリアアップカードの保有人数 〇〇名 キャリアアップカードのレベル4-〇名 レベル3-〇名 レベル2-〇名 レベル1-〇名 勤員力 〇〇名
コンプライアンス ☆☆☆☆	施工現場	■■病院、□□ビル
	建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況	建設業法による監督処分、労働基準関係法令違反 無
	社会保険加入状況	雇用保険、健康保険、年金保険 加入

建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

- 令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指す。**
- ・ CCUSと建退共の連携：CCUSカードをタッチすることで、**建退共掛金が充当**
 - ・ 社保加入確認：**作業員名簿の作成等の義務化**に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においても**CCUS活用を原則化**
 - ・ 公共工事等での活用：国直轄工事での**CCUS義務化・活用推奨モデル工事**の実施、地方自治体発注工事での**CCUS活用**の取組
 - ・ レベルに応じた賃金支払い：レベルに応じた**賃金目安の設定**、下請けによる**職長手当等マネジメントフィーの見積への反映**・元請による**見積尊重**
 - ・ 更なる利便性向上：**顔認証入退場の推進**、マイナポータルとの連携

CCUS現場利用に向けた手順の概要



- 料金体系を改定し、登録料の値上げを抑え、現場利用に重きを置いたものとする
(CCUSへの加入意欲をできるだけ妨げず、公平性に配慮)。併せて、コスト削減の取組みを実施。

現行

技能者登録

2500円(インターネット申請)

3500円(郵送・窓口申請)

事業者登録 3000円～

現場利用料 3円

ID利用料 月額換算200円

見直し後の料金体系

技能者登録 2段階登録方式を導入

簡略型登録料: **2500円(据置)**

詳細型登録料: **4900円**

(簡略型から詳細型への移行: **差額2400円**)

事業者登録 **2倍**

現場利用料 **10円**

ID利用料 月額換算 **950円** (一人親方は200円据置)

開始時期

2段階登録方式以外: 2020年10月～(予定)

2段階登録方式 : 2021年 4月～(予定)

2段階登録方式のイメージ

- ・本人情報
- ・所属先事業者情報
- ・健康保険、年金保険、雇用保険
- ・建退共加入、中退共加入
- ・職種等

- ・労災保険特別加入
- ・健康診断受診歴
- ・保有資格
- ・研修受講履歴
- ・表彰履歴
- ・API連携システム情報

簡略型 2500円 差額 2400円

詳細型 4900円

[2段階方式のイメージ]

技能者の登録料

- インターネット申請 2,500円
- 書面による申請 3,500円
※書面申請は認定登録機関でのみ受付

2021年4月（予定）
技能者登録 2段階登録方式に移行

※詳細な内容は検討中

- 簡略型登録料：2,500円（据置）
- 詳細型登録料：4,900円
（簡略型から詳細型への移行：差額2,400円）

※登録は、最初の登録から10年間有効（カードに有効期限を記載）
※更新（再登録）時には、その時点のレベルに従ったカードが交付

- 詳細型登録を選択することで、能力評価（レベル判定）への活用が可能
※元請事業者にとっては、作業員名簿の記載効率化に資する
- 簡略型登録でも就業履歴の蓄積、建退共の掛金充当、現場での社会保険加入の確認が可能

詳細型 4,900円

簡略型 2,500円

下記は詳細型のみで記載可能(予定)

- ・本人情報
- ・所属先事業者情報
- ・健康保険、年金保険、雇用保険
- ・建退共加入、中退共加入
- ・職種等

- ・労災保険特別加入
- ・健康診断受診歴
- ・保有資格
（1級鉄筋施工技能士、登録型枠施工基幹技能者 等）
- ・研修受講履歴
（玉掛け技能講習、型枠支保工の組立て作業主任者技能講習 等）
- ・表彰履歴
（建設マスター、現代の名工 等）
- ・API連携システム情報

※簡略型の場合、カードタッチ等による就業履歴の蓄積、建退共の掛金充当等は可能（能力評価の受検は不可）

詳細型登録を選択することで、能力評価（レベル判定）への活用が可能

能力評価（経験等に応じてレベルを評価）

レベルアップには、現行35職種の基準ごとに一定の保有資格、研修受講履歴、表彰履歴のいずれか又は全てを用いて、レベル判定システムによって判定。

レベル判定料：4,000円/回



※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準の策定・能力評価の実施

事業者の登録料

① 事業者登録料

資本金	新規・更新
500万円未満	6,000円
500万円以上1,000万円未満	12,000円
1,000万円以上2,000万円未満	24,000円
2,000万円以上5,000万円未満	48,000円
5,000万円以上1億円未満	60,000円
1億円以上3億円未満	120,000円
3億円以上10億円未満	240,000円
10億円以上50億円未満	480,000円
50億円以上100億円未満	600,000円
100億円以上500億円未満	1,200,000円
500億円以上	2,400,000円

※ 5年ごとに更新

※ 一人親方の方は事業者登録料は無料

※ 個人事業主の方の登録料は6,000円

事業者の利用料

② 管理者ID利用料 ※各事業者に対して年1回請求

各事業者は、システムを操作し、情報閲覧、現場登録、施工体制登録等を行うためには、IDが必要。事業者登録時に付与される「事業責任者ID」（無料で付与）に加え、有料の「管理者ID」を取得することで、最大3階層を設け、支店等单位で管理可能

ID数	料 金
1IDあたり	950円/月換算
一人親方	200円/月換算

※これとは別に現場管理を行う際に登録現場ごとに付与され、施工体制登録や就業履歴の事後補正等のみに用いる「現場管理者ID」や、下請事業者・技能者の代行申請に用いる「代行登録担当者ID」があり、これらは無料

元請事業者のみ

③ 現場利用料 ※元請事業者に対して毎月請求

技能者による就業履歴の蓄積（カードタッチ）

1回ごとに料金が発生※

タッチ実績に基づき、建設業振興基金が、元請事業者に対して請求

就業履歴回数	料 金
1 回	10 円

※既存民間システムとCCUSの自動連携(API連携)が元請により措置されている現場では、技能者は既存民間システムによる就業履歴の蓄積方法によって、CCUSにも就業履歴が自動的に蓄積されることが可能(この場合も、現場利用料は発生)

建設キャリアアップシステムの利用促進に関する取組みについて

令和2年9月8日
建設キャリアアップシステム
運営協議会総会申合せ

建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の運営の安定化を図るため、今般の料金改定の趣旨を踏まえ、以下の取組みについて申し合わせる。

(1) 今回の料金改定は、技能者・事業者のCCUSへの加入意欲と、各団体による技能者・事業者のCCUSへの加入促進をできるだけ妨げないため、登録料の値上げを抑え、現場利用に重きを置いた体系とされている。

これは、建設技能者が各現場でのカードタッチにより就業履歴を蓄積し、蓄積した就業履歴と保有する資格によってレベルアップすることで建設技能者の就労経験を見える化させ、実力に見合った処遇を受けられるようにすることを目的とするという、CCUSの本来の姿を現すものである。

改定後の料金体系の下、CCUSの収支を安定化させるためには、技能者・事業者の登録を強力に推進するほか、各現場での確実なカードタッチが不可欠である。

このため、以下のように取り組むこととする。

- ① 国・CCUS運営主体・各団体は、技能者・事業者登録とカードタッチ数の拡大のための更なる取組みを推進する。
- ② 登録事業者は、各現場へのカードリーダーの設置やスマートフォン、顔認証の活用、事後の直接入力など、必ず建設技能者が就業履歴を確実に蓄積できる措置を講じるものとし、国・CCUS運営主体・各団体はこれを徹底するとともに、そのために必要となる取組みを推進する。

(2) 建設キャリアアップシステム運営協議会運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、今後の技能者・事業者登録数及びカードタッチ数の総数について目標数値を設定するとともに、その目標数値を踏まえ、各団体でも、その実情に応じて、目標設定のほか、各登録・カードタッチの働きかけその他の利用促進のための取組みを実施し、目標数値の達成に向けて最大限努力する。

そのうえで、まず早急に、各団体の事業者登録状況を、CCUS運営主体の協力も得て把握し、四半期ごとに更新する。

(3) 今回の料金改定後、四半期ごとに運営委員会において、技能者・事業者登録数、カードタッチ数といった実績の進捗状況及びCCUSの収支状況をフォローアップし、業種、団体その他のセグメントごとの状況の見える化を行う。国は、その状況を踏まえ、必要に応じ各団体に対して助言・要請を行う。

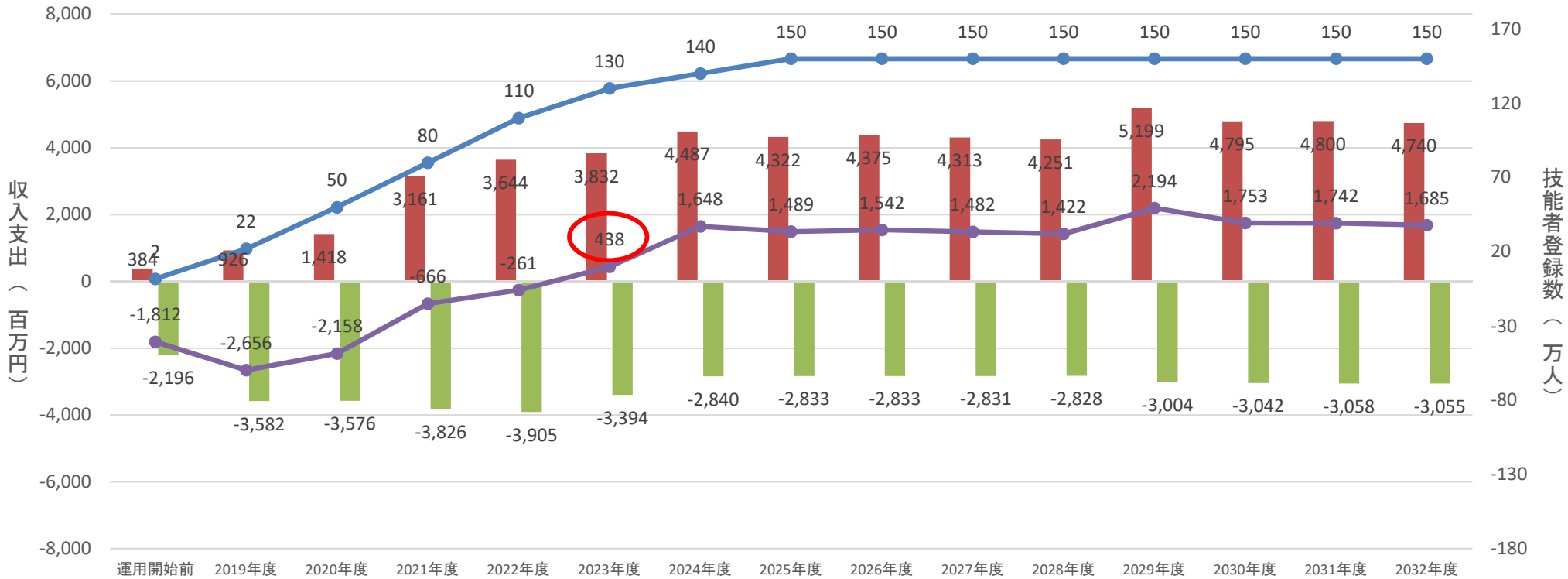
料金改定後の試算(低位推計)

【試算の前提】

技能者登録 150万人(簡略型50%、詳細型50%)
事業者登録 16万社
タッチ数 1.2億タッチ(250日就労でタッチ率3割強)



- 審査合理化・コスト削減案により、23年度から黒字化、運営12年間で累積赤字が解消
- 収支が安定するため、次期更新投資余力も確保



●低位推計(改定料金の試算ライン)

収入 支出 単年度収支 技能者登録(万人)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
技能者登録数(万人)	22 万人	50 万人	80 万人	110 万人	130 万人	140 万人	150 万人	150 万人	150 万人	150 万人	150 万人
事業者登録数(万社)	4万社	7万社	10万社	13万社	15万社	16万社	16万社	16万社	16万社	16万社	16万社
タッチ数推移(百万タッチ)	1.6	7.2	20	38	60	78	112	120	120	120	120

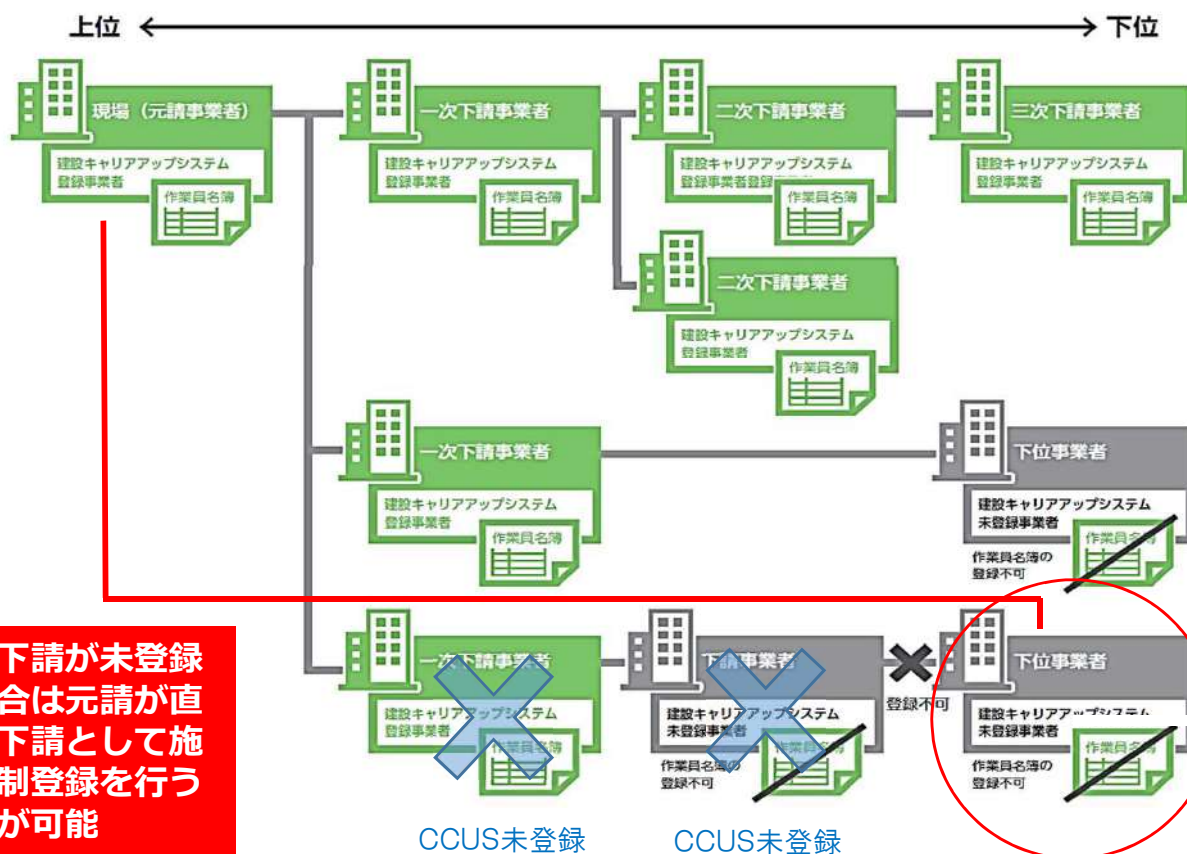
今般の料金改定に伴い、及び今後の建設キャリアアップシステムの運営の安定化を図るため、以下の事項について、今後検討する。

- ① 登録数・カードタッチ数の総数の目標数値の設定
- ② フォローアップにおけるセグメントごとの状況の見える化の具体的な手法
- ③ 郵送申請廃止に伴う各都道府県建設業協会窓口の登録支援業務のあり方
- ④ 上位の下請事業者が、施工体制に登録されていない場合にも、下位の事業者に属する技能者の就業履歴（職種・立場）が蓄積されるための運用改善の具体的内容・方法
- ⑤ 建退共の電子申請方式開始後の就労状況報告を踏まえた現場利用実績の補正の具体的内容・方法
- ⑥ 現場利用料の一括支払方式について、一括支払料金とその算出方法、導入時期等
- ⑦ レベルアップ時等の情報の真正性の確保及び将来の変更審査への対応のための措置及び必要な経費の確保

- 元請事業者が「現場・契約情報」を登録した後、元請事業者と下請事業者は協力して施工体制情報を登録 ※工事途中でも更新可能
- （元請が現場登録をすれば、）上位の下請が施工体制登録していない場合であっても、（技能者を雇用する）下請事業者が直接に元請に接続して施工体制登録を行うことが可能 【運用改善】
※CCUS加入技能者が現場での就労履歴を確実に蓄積できるよう、施工体制どりの登録を行うことに支障がある場合は、元請への接続を優先して措置することが重要
- その上で、大規模工事はじめ、施工体制台帳や作業員名簿の管理等の効率化の観点から、次数順にすべての下請について施工体制登録をすることを推奨

⇒ 施工体制の登録後、下請は自ら雇用するCCUS登録済の技能者について作業員名簿に登録

登録の例



【従来】

システムに登録していない事業者は施工体制に反映されない

※上位事業者が一社でも登録していない場合、
下請業者は施工体制に登録できない
※作業員名簿の登録ができない

運用 改善後

※登録済の元請又は下請に接続しない場合、
下請業者は施工体制や作業員名簿の登録
ができない

※システムに登録していない事業者は施工体制
として反映されない

上位下請が未登録
の場合は元請が直
接の下請として施
工体制登録を行う
ことが可能

所属事業者				技能者		元請事業者		現場				
事業者ID	事業者名	法人個人区分	建設業退職金共済制度共済契約者番号	技能者ID	技能者名	事業者ID	事業者名	現場ID	現場名	工事区分	工事内容	有害物の取り扱いの有無
41522937006822	(株)基金建設	法人	1321	30154216388821	目黒 一郎	41522937006822	(株)元請A	36265810102371	A 現場工事	建築・住宅工事	駅舎新築工事	無
41522937006822	(株)基金建設	法人	1321	17788930382321	広尾 二郎	41522937006822	(株)元請A	36265810102371	A 現場工事	建築・住宅工事	駅舎新築工事	無
※				20899032885621	青山 三郎	41522937006822	(株)元請A	36265810102371	A 現場工事	建築・住宅工事	※	無
				33049089758621	近藤 四郎	41522937006822	(株)元請A	36265810102371	A 現場工事	建築・住宅工事		無

※作業員名簿に登録が
されなければ空白となります。

集計

	計上	非計上	
		現場 未承認	現場 未登録
現場数	1	0	0
就業履歴数※1	82	0	0
就業日数※1	82	0	0

技能者		就業履歴							就業内容			
技能者ID	技能者名	計上・ 非計上	就業履歴数※1			2019年10月の登録※2			職種	立場	作業内容	有害物質の 取り扱い、有 害業務への 従事有無
			現場 登録済		現場 未登録 (非計上)	1	...	31				
			(計上)	現場 未承認 (非計上)		火	...	木				
30154216388821	目黒 一郎	計上	20	-	-	IC	...	IC	鉄筋工	職長	鉄筋工事	無
		非計上	-	0	0				鉄筋工			
17788930382321	広尾 二郎	計上	21	-	-	直接	...	IC	とび工	職長	土工	無
		非計上	-	0	0				足場とび工			
20899032885621	青山 三郎	計上	20	-	-	IC	...	IC				
		非計上	-	0	0				※			
33049089758621	近藤 四郎	計上	21	-	-	IC	...	IC				
		非計上	-	0	0							
		集計	82	0	0	4	...	4				

2 公共工事におけるCCUSの インセンティブ措置の導入等について

公共工事におけるCCUS活用促進に係るインセンティブ措置の必要性

- 令和元年10月、入札契約適正化指針(閣議決定)において、公共発注者はCCUS活用推進に努めるべき旨が明記され、総務大臣と連名で、都道府県等に対して取組を要請。
また、令和2年4月、直轄工事での工事成績評定への加点や先行する県の実績等を参考に、公共工事における活用促進に努めること等を要請。
- CCUSは、システムに登録された技能労働者一人一人が日々のカードタッチにより就業履歴等を蓄積し、技能経験の評価と処遇改善につなげるものであり、元請事業者による個々の工事での現場登録及びカードリーダー設置等がなされ、技能労働者による日々のカードタッチが確実に進展することが必要。
- 業界共通の制度インフラとして、CCUSが普及・浸透し、建設業の将来にわたる担い手確保・育成と公共工事の品質確保が図られるよう、カードリーダー設置やカードタッチ促進に積極的な取組を行う元請事業者に対して、公共発注者によるインセンティブ措置の導入が必要。

※カードリーダー設置、カードタッチに有効なインセンティブ措置であるCCUS活用モデル工事の導入に当たっては、P26～の実施要領のひな形を適宜参考にしてください。

建設キャリアアップシステムに関する都道府県・市町村への要請等の経緯

平成31年
(令和元年)

- 4月 建設キャリアアップシステム(CCUS) 本格運用 開始
- 10月
 - 入札契約適正化指針(閣議決定)において、CCUS利用推進に努めるべき旨を明記
 - 適正化指針を踏まえ、総務大臣と連名で、都道府県等に対して取組を要請
- 11月
 - ブロック監理課長会議等において、各都道府県の監理課長・技術管理課長等に対しCCUS利用促進方策の導入等の検討を依頼し、対策を協議 (CCUS利用促進方策について検討すること等を申合せ)

令和2年

- 4月
 - CCUS推進に向けて『官民施策パッケージ』を策定し、地方公共団体発注工事に関する取組を明記。地方公共団体に通知し、直轄義務化・活用推奨モデル工事や総合評価方式等の加点措置と同様の取組について積極的な検討や取組を要請
- 5月
 - 都道府県、政令市に対して、要請等を踏まえた検討状況等についてアンケート実施。都道府県のうち8割が企業評価を導入又は検討中との状況 (9県が導入、30都道府県で導入を検討)
- 夏頃
 - ブロック監理課長会議において、各都道府県(監理課長・技術管理課長等)とCCUSインセンティブの導入状況を「見える化」し共有。取組状況等を監理課長・技術管理課長等からヒアリングし、更なる取組を要請 (積極的な取組について書面で申合せ)
- 9月
 - 各都道府県に対して、要請等を踏まえた進捗状況のフォローアップ調査を发出
 - 都道府県公共契約連絡協議会を通じ、各都道府県の市区町村を対象にCCUSインセンティブ措置の導入等を直接働きかけ (都道府県公契連は今後順次開催等の予定)
 - 10万人以上の市に対して個別ヒアリングを開始。個別にCCUSに関する周知・課題把握と検討依頼
- 10月
 - すべての地方公共団体に対して、入契調査を发出 (11月目途回収。年度内に結果を公表予定)

【CCUS】地方公共発注者等に対する活用要請（骨子）

- CCUSの活用に関する建設業界あて要請を周知するとともに、入札契約適正化指針の趣旨を踏まえ、直轄工事での工事成績評定への加点や先行する県の実組等を参考に、公共工事における活用促進に努めること等を要請（令和2年4月1日付け国土入企第2号） ※業界団体あて要請（令和2年4月1日付け国土入企第1号、国土建労対第1号）にあわせて通知を発出

要請の骨子

- ① 直轄工事での工事成績評定への加点の実組や、先行する県による総合評価方式等の加点措置について周知するとともに、都道府県等における同様の実組について、積極的な検討と実組を要請
- ② 次回以降の入契調査において、CCUSに関する都道府県等の加点評価の実組状況等について報告を求める方針であることについて周知
- ③ 全建モデル工事など、建設業団体の実組について、積極的に協力することを要請

【参考】『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための指針』（令和元年10月18日 閣議決定）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

（6）適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に関すること

公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた処遇を受けられるよう、公共工事に従事する技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることが重要である。技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上に努めるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たってその利用が進められるよう努めるものとする。

【建設キャリアアップシステム】公共工事において推奨されるインセンティブ

- 令和2年4月、都道府県や市町村に対して、直轄工事におけるモデル工事や先行する県による総合評価等の加点措置等について積極的な検討と取組を要請
- ※『建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用促進等について』（令和2年4月1日国土入企第2号）

CCUSの目的とインセンティブの必要性

- システムに登録した**技能労働者一人ひとりが日々のカードタッチによって就業履歴等を蓄積し、技能経験の評価と処遇改善につなげることが目的**
- このため、(事業者登録をした)**元請事業者による個々の工事現場でのカードリーダー設置や、技能労働者による日々のカードタッチに対して、発注者がインセンティブを付与し、取組を促進することが必要**

インセンティブの例

CCUS推奨モデル工事等の実施

(元請によるカードリーダー設置等に加え、)技能労働者のCCUS登録率やカードタッチ率に一定の目標を設定し、目標を達成した場合に元請に対する工事成績評定で加点を行う

⇒ **下請の登録や技能者のカードタッチを促進**

国交省直轄工事におけるモデル工事

- 一般土木工事(WTO対象)を対象に義務化モデル工事と推奨モデル工事を実施 ※地元建設業界の要望があればCランク工事でも推奨工事を実施
※義務化工事ではリーダー設置費用、カードタッチ費用は精算変更時に発注者が負担
- 営繕工事を対象に、推奨モデル工事を受注者希望方式で実施

宮崎県におけるモデル工事の実施

- 令和2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施
※義務化工事ではリーダー設置費用、カードタッチ費用は精算変更時に発注者が負担

カードリーダー設置に対する総合評価での加点

元請による事業者登録と建設現場でのカードリーダー設置に対して、総合評価方式の対象となる工事について一定の加点を行う

⇒ **元請によるカードリーダー設置を促進**

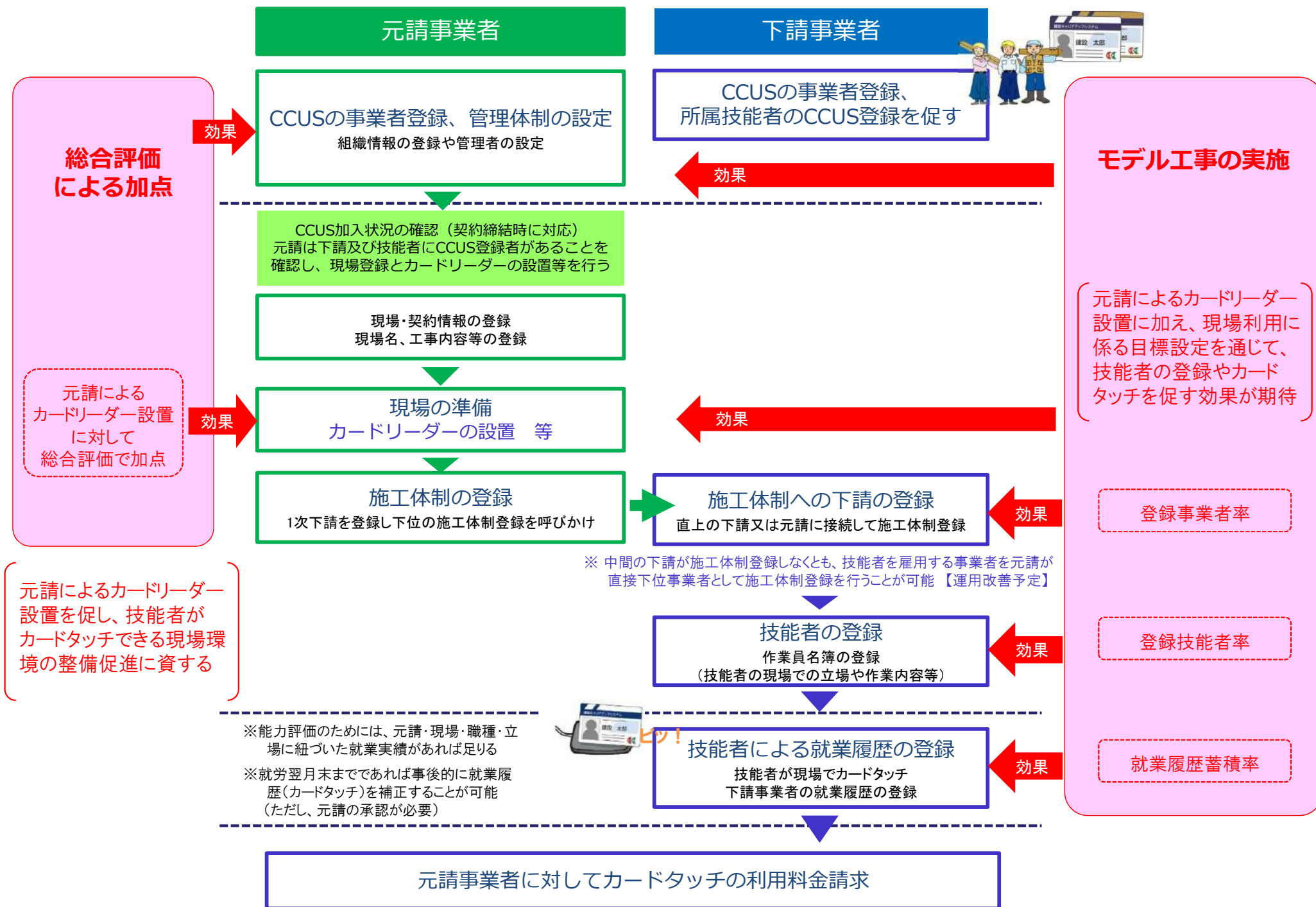
長野県における総合評価の加点措置

- 建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴の蓄積等を行うことを誓約する者(元請事業者)に加点
※総合評価落札方式により発注するすべての建設工事が対象(令和2年度は予定価格8000万円以上)(加点は0.25点)

福島県における総合評価の加点措置

- 建設キャリアアップシステムに企業(元請事業者)が登録し、現場で運用する場合に評価 ※カードリーダーを設置すること
※標準型、簡易型、特別簡易型で実施し、加点は0.25点

発注者によるインセンティブによってCCUSの現場利用に期待される効果



【建設キャリアアップシステム】義務化・推奨モデル工事の推奨事例（宮崎県の例）

宮崎県におけるCCUS義務化モデル工事の概要

- （対 象 工 事） 宮崎県が発注するWTO対象工事などの大規模な建設工事のうち、発注機関が必要と認めた工事を対象
- （試 行 内 容） 発注者は、指標ごとの最低基準と目標基準を指定し、達成状況に応じて工事成績評定点に加点又は減点

	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

- （確 認 方 法） 発注者は、受注者に対して、計測日における達成状況を記載した資料の提出を求め達成状況を確認
- （評価への反映） 受注者がすべての指標の目標基準を達成した場合、1点加点。受注者が平均登録技能者率90%以上を達成した場合、さらに1点加点。一方、いずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は1点減点する
- （仕様書の明示） 義務化モデル工事の対象工事は、特記仕様書においてその旨を明らかにするものとする
- （費 用 負 担） カードリーダー設置費用、カードタッチ費用について、精算変更時に支出実績に基づき、発注者が負担

宮崎県におけるCCUS推奨モデル工事の概要

- （対 象 工 事） 宮崎県が発注する建設工事のうち、発注機関が必要と認めた工事を対象
- （試 行 内 容） 受注者が工事着手前に発注者に対して希望した場合、発注者は指標ごとの最低基準と目標基準を設定。当該基準の達成状況に応じて、工事成績評定点について加点

	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

- （確 認 方 法） 発注者は、受注者に対して、計測日における達成状況を記載した資料の提出を求め達成状況を確認
- （評価への反映） 受注者がすべての指標の目標基準を達成した場合、1点加点
さらに、受注者が平均登録技能者率90%以上を達成した場合、さらに1点加点
- （仕様書の明示） 推奨モデル工事の対象工事は、特記仕様書においてその旨を明らかにするものとする

【建設キャリアアップシステム】総合評価による加点の推奨事例（長野県・福島県の例）

長野県による総合評価の加点例

令和2年4月の公告案件から適用

○ 加点内容

総合評価落札方式の「建設マネジメント」の加点項目に、
「当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用することを誓約する者」を追加

※「建設キャリアアップシステムの活用」とは、建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することをいう

○ 対象工事及び評価点

対象工事： 総合評価落札方式により発注する全ての建設工事 令和2年度は、予定価格8000万円以上の建設工事を対象とする
評価点： 0.25点

○ 効果：技能労働者の経験や技能に応じた処遇の実現及び現場管理の効率化

福島県による総合評価の加点例

令和2年4月の公告案件から適用

○ 評価項目 企業の技術力「建設キャリアアップシステム」【工事関係】 ※重要施策推進に係る評価項目として見直し

○ 加点内容 建設キャリアアップシステムに企業が登録し、当該現場で運用する場合に評価

※「現場で運用する場合」とは、建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積することを想定

○ 対象工事及び評価点 標準型、簡易型、特別簡易型について、0.25点

(参考) 技能者によるカードタッチ (現場での就業履歴の蓄積)

○技能者は、現場入場の際に、(建レコに接続された) カードリーダーにカードタッチして就業履歴を蓄積
(就業履歴は、日々の入場の際にその都度CCUSカードをタッチして蓄積することが基本)

○既存民間システムとCCUSの自動連携が元請により措置されている現場では、技能者は、既存民間システムによる就業履歴の蓄積方法によって、CCUSにも就業履歴が自動的に蓄積されることが可能

※ただし、既存民間システムが使用される現場であっても、CCUSとの連携が措置されていない場合は、別途、CCUSカードによるカードタッチが必要となるので注意。入場箇所での掲示や朝礼等において、現場関係者間で確認・周知の徹底を図ることが必要

カードタッチ
(建レコ)
(TcPass)



顔認証
(NEC、グリーンサイト、
Buldee)



携帯アプリ
+
GPS
(グリーンサイト、
EasyPass)



その他の
API連携システム

N O	システム名	入力機能	管理機能
1	WIZDOM	iPad を使った QRコードの読取	就業履歴登録、 工事関係書類作 成・出力など
2	ワイズワーク	CCUS カード、 ICカード、RFID、 QRコード、指静脈 認証	入退場管理、建 退共連携など
3	建設現場顔認 証入退管理 サービス	GPS、生体認証、 CCUSカード	入退場履歴出力
4	コムテックス 認定システム	CCUSカード、固有 デバイス	労務費報告、入 退場履歴出力など

※上記システムの仕様については、API連携申請時の情報のもとに記載
※システムの利用可否については、現場毎に異なることに留意

①カードリーダー以外での現場入場登録手法の実効性の検証

○中小現場での導入・入退登録促進検証

<電話発信入退場登録>



携帯電話保有者なら
必ずできる「電話発信」
で登録できる機能。「ス
マホ未保有」「アプリに疎
い」等のデジタル弱者の
方の救済が可能

<顔認証アプリ入退場登録>



顔認証 + GPS情報を活
用して簡便・真正性を兼
ねたアプリ。技能者本人
が所有するスマホや現場
設置タブレットで登録



就業履歴

<入退場時間による勤務時間管理機能等の検証>



令和6年度からの罰
則付き残業規制対
応などに向け、遠隔
不特定多数の現場
で就業する社員の勤
務時間及び休日数
把握を支援する機能

②技能者・事業者のCCUS登録メリットの検証

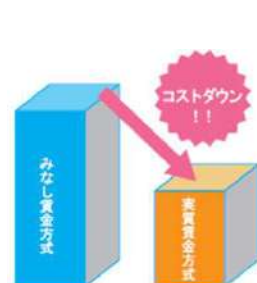
○労務費集計を活用した新サービスの提案・検証

<労務費・法定福利費等集計の検証>



現場毎、企業毎の**労務
費集計機能、労務関
係書類作成機能**により、
労務費及び法定福利
費や優良職長手当の
確保や書類作成効率
化の効果等を検証

<現場労災保険実質賃金申請の検証>



みなし労務費から実質
賃金に保険料算出方
法を変更することで現場
労災保険料の大幅削
減につなげる現場労災
保険実質賃金申請の
効果やニーズを検証

○建退共のCCUS活用による完全電子化の検証

<完全電子化の効果ニーズ検証>



掛金申請・充当の業務効率化と
確実な掛金蓄積へつなげる為、
CCUSに蓄積される入退場登録
情報から元請向けに、現場毎の
建退共の**電子就労状況報告書**
を自動生成する機能の検証

<オンライン加入申込み効果ニーズ検証>

一人親方のオンラインでの建退共への加入申込みができる機能の検証

国土交通省直轄・CCUS義務化モデル工事(試行)について

1. 概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を成果として特記仕様書及び入札説明書に明記(契約事項)するとともに、その達成状況に応じて工事成績評価において加点／減点するモデル工事を試行。

2. 対象工事 : 一般土木工事(WTO対象工事)を対象とする。発注予定を踏まえつつ、各地方整備局等で1件程度ずつ実施。

3. 試行内容

(1) 特記仕様書に条件明示

- ① CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置すること
 - ② 工事期間中の平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努めること
 - ③ 工事期間中の平均就業履歴蓄積率(カードタッチ率)50%を達成するよう努めること
- ※上記①～③の達成状況により、工事成績評価で加点／減点

(2) 施工段階

特記仕様書に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

- ・ 事業者登録率 / 技能者登録率 / 就業履歴蓄積率(カードタッチ率)

(3) 工事成績評価(工事完成検査/成績評価時)

特記仕様書に記載された①～③の達成状況により工事成績評価で加点／減点

※目標達成：1点加点(平均技能者登録率90%以上の場合は2点加点)

※目標を著しく下回った場合(平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満)：1点減点

(4) 積算

カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、精算変更時に支出実績に基づき、発注者が負担

※上記CCUS義務化モデル工事に加え、一般土木工事(WTO対象工事)を対象に、受注者希望方式によるCCUS活用推奨モデル工事(試行)を、各地方整備局等で3～4件程度ずつ実施(活用推奨モデル工事では、目標を著しく下回った場合、工事成績評価の減点に替えて、目標を著しく下回った旨、その要因、改善策等を簡潔にとりまとめ、公表することを求める。)

国土交通省直轄・CCUS活用推奨モデル営繕工事(試行)(令和2年度)について

1. 概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用目標を定め、その達成状況に応じて工事成績評定で**加点**するモデル工事を**受注者希望方式**で試行。

2. 対象工事

営繕工事を対象とする。令和2年度は、発注予定を踏まえつつ、全国で10件程度実施。

3. 試行内容

(1)現場説明書等に条件明示

- ・受注者は工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を協議
 - ・受注者が取組を希望する場合、下記①～③の達成状況により、工事成績評定で加点
- ① **CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置**すること
 - ② 工事期間中の**平均事業者登録率70%、平均技能者登録率50%を達成**すること
 - ③ 工事期間中の**平均就業履歴蓄積率(カードタッチ率)30%を達成**すること

(2)施工段階

現場説明書等に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

- ・事業者登録率／技能者登録率／就業履歴蓄積率(カードタッチ率)

(3)工事成績評定(工事完成検査／成績評定時)

現場説明書等に記載された①～③の達成状況により工事成績評定で**加点**

※目標達成:1点加点(平均技能者登録率70%以上の場合は2点加点)

(目標未達成の場合は、未達成の項目、要因及び改善策を発注者に報告することを求める)

都道府県によるCCUSに係る企業評価の導入状況

- 令和2年4月、都道府県等に対して、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえ取組を要請
 - 現在、42都道府県において企業評価を導入※2又は検討中（10県が企業評価を導入※2、32都道府県で評価の導入を検討）
- ※今年度から、入契調査等において、市町村を含めた地方公共団体における導入状況をフォローアップする方針
- ※2: R2年度内に実施予定の団体を含む

都道府県名	評価の対象としているか	どの段階での評価か	都道府県名	評価の対象としているか	どの段階での評価か
北海道	△	□	滋賀県	○	☆
青森県	△		京都府	△	
岩手県	△	□ ☆ ★	大阪府		
宮城県	○	★	兵庫県	△	☆
秋田県	△	☆	奈良県	△	□ ☆
山形県			和歌山県	△	□
福島県	○	☆	鳥取県	△	
茨城県	△	□	島根県	△	□ ☆
栃木県	○	☆	岡山県	△	★
群馬県	△	□ ☆	広島県	△	□ ☆ ★
埼玉県	△	☆	山口県	△	★
千葉県			徳島県	△	□
東京都	△	□ ☆	香川県	△	
神奈川県	△		愛媛県	△	
新潟県			高知県	△	□ ☆
富山県	△		福岡県	○	□
石川県	△	□	佐賀県	△	☆ ★
福井県	△	□ ☆	長崎県	○	□ ☆
山梨県	○	☆	熊本県	△	
長野県	○	□ ☆	大分県	△	□ ☆
岐阜県	△	□ ☆	宮崎県	○	★
静岡県	○	□ ☆	鹿児島県	△	
愛知県	△		沖縄県	△	☆ ★
三重県					

- 評価する(R2年度内予定を含む)

△ 今後評価を検討

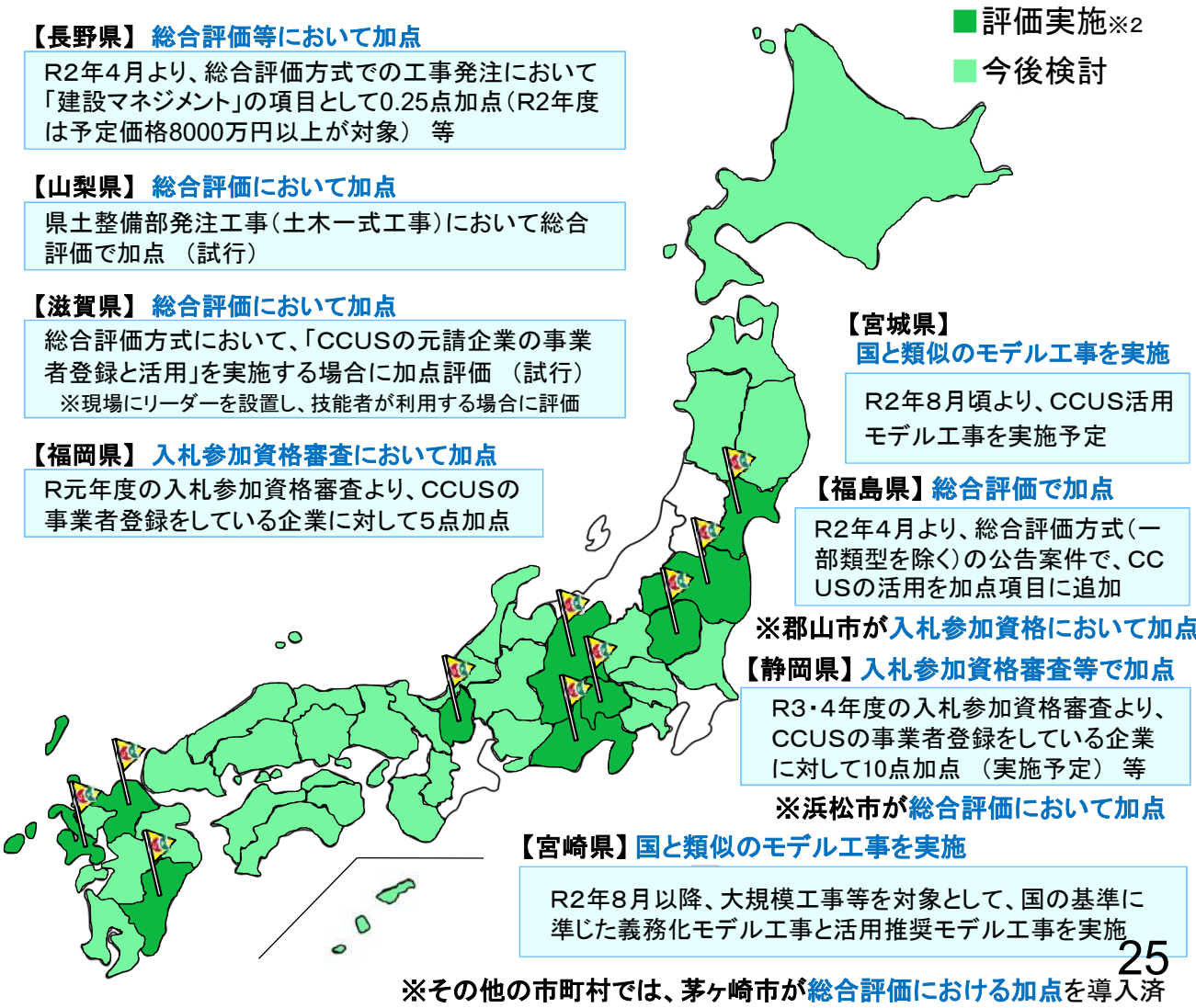
空欄 評価予定なし
- 競争入札参加資格

☆ 個別工事の入札案件(総合評価等)

★ 国と類似のモデル工事形式

R2.10 国土交通省調べ 等

企業評価の導入状況と加点の例



CCUS推奨モデル工事 実施要領ひな形①

建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事 実施要領 ひな形

(目的)

第1 本要領は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、[] 工事において、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点するモデル工事（以下「CCUS活用推奨モデル工事」という。）の試行を実施するため、必要な事項を定め、もってCCUS活用推奨モデル工事の試行の円滑な実施に資することを目的とする。

[注] [] の部分は、例えば、「〇〇県〇〇部所管」と記入する。

(用語の定義)

第2 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数
- ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数
- ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
- ・計測日：登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、特記仕様書に基づき受発注者の協議の上で決定するものとし、工事の始期から半年後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で設定するものとする。
- ・平均登録事業者率：登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。
- ・平均登録技能者率：登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。
- ・平均就業履歴蓄積率：就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

(CCUS活用推奨モデル工事)

第3 CCUS活用推奨モデル工事は、以下のとおり試行を実施する。

1 対象工事

[①] が発注する [②] のうち、発注機関が必要と認めた工事を対象とする。

[注] [①] の部分は、例えば、「〇〇県」と記入する。

[②] の部分は、例えば、国土交通省直轄工事では「一般土木工事（WTO対象工

事に限る）」としている。

2 試行内容

1 の対象工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望した場合は、発注者は、下表のとおり指標ごとの最低基準及び目標基準を指定するものとし、当該目標基準の達成状況に応じて、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点を行うものとする。

指標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	[①] %	[②] %
平均登録技能者率	[③] %	[④] %
平均就業履歴蓄積率	[⑤] %	[⑥] %

[注] [①] ～ [⑥] の部分は、例えば、国土交通省直轄工事では、①「70」、②「90」、③「60」、④「80」、⑤「30」、⑥「50」としている。

3 最低基準及び目標基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して2に掲げる各指標に係る最低基準及び目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、最低基準及び目標基準の達成状況を確認するものとする。

4 工事成績評定への反映

受注者が2に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、[①] における調査項目 [②] において1点加点するものとする。受注者が、2に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、同調査項目において更に1点加点するものとする。

[注] [①] の部分は、例えば、国土交通省直轄工事では、「請負工事成績評定要領の運用の一部改正について（平成25年3月25日付け国官技第323号。以下「工事成績評定実施要領」という。）の別記様式第1」としている。

[②] の部分は、例えば、国土交通省直轄工事では、「5. 創意工夫」の「その他」としている。

5 未達成項目の報告等

受注者が2に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査終了後14日以内に発注者に[報告させるものとする]。

[注] [報告させるものとする] の部分は、例えば、国土交通省直轄工事では、「報告させるとともに、公表させるものとする」としている。

6 特記仕様書への明示

CCUS活用推奨モデル工事の対象工事は、下記の例に従い、特記仕様書においてその旨を明らかにするものとする。

[注] 国土交通省直轄工事では、特記仕様書に加え、入札説明書においても、CCUS活用推奨モデル工事の対象工事である旨を明らかにしている。具体的には、以下のとおり。
＜入札説明書＞

CCUS推奨モデル工事 実施要領ひな形②

(○) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

＜特記仕様書記載例＞

第○条 CCUS活用推奨モデル工事

- 1 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。
- 2 受注者は、契約後速やかに試行の意思を工事打合せ簿により通知すること。
[注] 国土交通省直轄工事では、この規定を設けていない。
- 3 受注者（2の通知を行った受注者をいう。以下この条において同じ。）は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
- 4 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。
 - ・下請企業
建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
 - ・技能者
下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
 - ・CCUS登録事業者
下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
 - ・CCUS登録技能者
技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
 - ・登録事業者率
CCUS登録事業者の数／下請企業の数
 - ・登録技能者率
CCUS登録技能者の数／技能者の数
 - ・就業履歴蓄積率
建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
 - ・平均登録事業者率
5に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
 - ・平均登録技能者率
5に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
 - ・平均就業履歴蓄積率

- 5に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値
- 5 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、令和3年度以降の計測頻度については、CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。
- 6 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率〔①〕％以上、平均登録技能者率〔②〕％以上及び平均就業履歴蓄積率〔③〕％以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目〔④〕において1点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率〔⑤〕％以上を達成した場合は、発注者は、審査項目〔⑥〕において更に1点加点を行う。
[注] 〔①〕の部分は、国土交通省直轄工事では、「90」としている。
〔②〕の部分は、国土交通省直轄工事では、「80」としている。
〔③〕の部分は、国土交通省直轄工事では、「50」としている。
〔④〕の部分及び〔⑥〕の部分は、国土交通省直轄工事では、「5. 創意工夫」の「その他」としている。
〔⑤〕の部分は、国土交通省直轄工事では、「90」としている。
- 7 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率〔①〕％、平均登録技能者率〔②〕％、平均就業履歴蓄積率〔③〕％のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査終了後14日以内に発注者に〔報告すること〕。
[注] 〔①〕の部分は、国土交通省直轄工事では、「70」としている。
〔②〕の部分は、国土交通省直轄工事では、「60」としている。
〔③〕の部分は、国土交通省直轄工事では、「30」としている。
[報告すること]の部分は、国土交通省直轄工事では、「報告し、公表すること」としている。

附 則

この要領は、令和○年○月○日から適用する。

CCUS義務化モデル工事 実施要領ひな形①

※義務化モデル工事では、カードリーダー設置費用、カードタッチ費用について、精算変更時に支出実績に基づき、発注者が負担

建設キャリアアップシステム義務化モデル工事 実施要領 ひな形

(目的)

第1 本要領は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、[] 工事において、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点又は減点するモデル工事（以下「CCUS義務化モデル工事」という。）の試行を実施するため、必要な事項を定め、もってCCUS義務化モデル工事の試行の円滑な実施に資することを目的とする。

[注] [] の部分は、例えば、「〇〇県〇〇部所管」と記入する。

(用語の定義)

第2 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数
- ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数
- ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
- ・計測日：登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、特記仕様書に基づき受発注者の協議の上で決定するものとし、工事の始期から半年後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で設定するものとする。
- ・平均登録事業者率：登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。
- ・平均登録技能者率：登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。
- ・平均就業履歴蓄積率：就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

(CCUS義務化モデル工事)

第3 CCUS義務化モデル工事は、以下のとおり試行を実施する。

1 対象工事

[①] が発注する [②] のうち、発注機関が必要と認めた工事を対象とする。

[注] [①] の部分は、例えば、「〇〇県」と記入する。

[②] の部分は、例えば、国土交通省直轄工事では「一般土木工事（WTO対象工

事に限る）」としている。

2 試行内容

1 の対象工事において、発注者は、下表のとおり指標ごとの最低基準及び目標基準を指定するものとし、最低基準及び目標基準の達成状況に応じて、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点又は減点を行うものとする。

指標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	[①] %	[②] %
平均登録技能者率	[③] %	[④] %
平均就業履歴蓄積率	[⑤] %	[⑥] %

[注] [①] ～ [⑥] の部分は、例えば、国土交通省直轄工事では、①「70」、②「90」、③「60」、④「80」、⑤「30」、⑥「50」としている。

3 最低基準及び目標基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して2に掲げる各指標に係る最低基準及び目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、最低基準及び目標基準の達成状況を確認するものとする。

4 工事成績評定への反映

受注者が2に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、[①] における考査項目 [②] において1点加点するものとする。受注者が、2に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、同考査項目において更に1点加点するものとする。

また、受注者が2に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は、[③] における考査項目 [④] において、1点減点するものとする。

[注] [①] の部分は、例えば、国土交通省直轄工事では、「請負工事成績評定要領の運用の一部改正について（平成25年3月25日付け国官技第323号。以下「工事成績評定実施要領」という。）の別記様式第1」としている。

[②] の部分は、例えば、国土交通省直轄工事では、「5. 創意工夫」の「その他」としている。

[③] の部分は、例えば、国土交通省直轄工事では、「工事成績評定要領の別表第1」としている。

[④] の部分は、例えば、国土交通省直轄工事では、「7. 法令遵守等」としている。

5 未達成項目の報告等

受注者が2に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査終了後14日以内に発注者に「報告させるものとする」。

[注] 「報告させるものとする」の部分は、例えば、国土交通省直轄工事では、「報告させるとともに、公表させるものとする」としている。

6 特記仕様書への明示

CCUS義務化モデル工事 実施要領ひな形②

CCUS義務化モデル工事の対象工事は、下記の例に従い、特記仕様書においてその旨を明らかにするものとする。

[注] 国土交通省直轄工事では、特記仕様書に加え、入札説明書においても、CCUS義務化モデル工事の対象工事である旨を明らかにしている。具体的には、以下のとおり。

<入札説明書>

(○) 本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

<特記仕様書記載例>

第〇条 CCUS義務化モデル工事

1 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。

2 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。

3 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

・下請企業

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。

・技能者

下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。

・CCUS登録事業者

下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。

・CCUS登録技能者

技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。

・登録事業者率

CCUS登録事業者の数／下請企業の数

・登録技能者率

CCUS登録技能者の数／技能者の数

・就業履歴蓄積率

建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数

・平均登録事業者率

4に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値

・平均登録技能者率

4に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値

・平均就業履歴蓄積率

4に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値

4 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、令和3年度以降の計測頻度については、CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。

5 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率〔①〕％以上、平均登録技能者率〔②〕％以上及び平均就業履歴蓄積率〔③〕％以上（以下「最低基準」と総称する。）を全て達成するものとし、最低基準が未達成の場合は、発注者は、〔④〕における審査項目（以下「審査項目」という。）〔⑤〕において1点減点を行う。また、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査終了後14日以内に発注者に「報告すること」。

[注] 〔①〕の部分は、国土交通省直轄工事では、「70」としている。

〔②〕の部分は、国土交通省直轄工事では、「60」としている。

〔③〕の部分は、国土交通省直轄工事では、「30」としている。

〔④〕の部分は、国土交通省直轄工事では、「工事成績評価要領の別表第1」としている。

〔⑤〕の部分は、国土交通省直轄工事では、「7. 法令遵守等」としている。

「報告すること」の部分は、国土交通省直轄工事では、「報告し、公表すること」としている。

6 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率〔①〕％以上、平均登録技能者率〔②〕％以上及び平均就業履歴蓄積率〔③〕％以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目〔④〕において1点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率〔⑤〕％以上を達成した場合は、発注者は、審査項目〔⑥〕において更に1点加点を行う。

[注] 〔①〕の部分は、国土交通省直轄工事では、「90」としている。

〔②〕の部分は、国土交通省直轄工事では、「80」としている。

〔③〕の部分は、国土交通省直轄工事では、「50」としている。

〔④〕の部分及び〔⑥〕の部分は、国土交通省直轄工事では、「5. 創意工夫の「その他」」としている。

〔⑤〕の部分は、国土交通省直轄工事では、「90」としている。

附 則

この要領は、令和〇年〇月〇日から適用する。

【建設キャリアアップシステム】登録事業者の検索方法

- CCUSのHPにおいて、事業者名等で検索することにより、事業者の登録状況を確認可能
 - 例えば、・競争参加資格者名簿に掲載されている企業のうち、CCUS登録企業の割合の把握
 - ・総合評価の加点にあたって、応募企業がCCUS登録企業であるかの確認 などが可能

(建設キャリアアップシステムのトップページ: <https://www.ccus.jp/>)

建設キャリアアップシステム

お問い合わせはこちらのフォームへ

建設業と技能者を支える新しいシステム

Construction Career Up System

建設キャリアアップシステム ログイン

現在、コロナ感染拡大防止の観点から業務の一部を縮小して実施しています。審査業務の遅延、お電話が繋がりにくい状況やご回答が遅延する状況となっております。皆様にご不便をおかけしますことお詫び申し上げます。

事業者 技能者 代行申請

現場 インフォメーション サポート

最新情報

2020-04-24 建設キャリアアップシステムに登録している事業者を検索できるページを設置しました

2020-04-17 建設キャリアアップシステムの「業務再開」について

2020-04-16 建設キャリアアップシステムの業務一部停止に伴う、当面の取り扱いについて (技能実習計画/国土交通省発出文書)

2020-04-10 建設キャリアアップシステムの業務一部停止に伴う、当面の取り扱いについて (建設就労者受入事業における適正監理計画、建設特定技能受入計画/国土交通省発出文書)

2020-04-09 コールセンター・審査受付業務等委託先における新型コロナウイルス感染症の発生に伴う建設キャリアアップシステムの業務一部停止について

2020-04-06 建設キャリアアップシステム 都道府県別登録数について (2020年3月31現在)

登録事業者検索

ここをクリック

公開事業者情報の検索画面

検索条件

検索方法を選択してください。

検索方法 名前 所在地

名前 所在地

事業者名 (カナ) 若しくは、事業者名を入力してください。

事業者名カナ

都道府県

建設業許可の種類

検索 クリア

事業者一覧

198 件中 1-20 件

商号又は名称	商号又は名称カナ
(株) 田中興業	(カブ)タナカコウギョウ
(株)田中興業	(カブ)タナカコウギョウ
(株) 田中工業	(カブ) タナカコウギョウ
㈱田中工業	(カブ) タナカコウギョウ
㈱田中工業	(カブ) タナカコウギョウ
(株) 田中製鋼株式会社	(カブ) タナカイロウギョウ

この部分に登録事業者が表示

(参考) 確認件数が多い場合には、例えば、「建設」などで検索し、該当企業をリストアップしてエクセルにコピー＆ペーストし、それらを対象企業と突き合わせれば、手軽に概ねの状況を確認することができる。

(参考)事業者リストにおけるCCUS登録事業者の簡便な把握方法の例 (競争参加資格者名簿や建設業団体会員企業など)

(建設キャリアアップシステムのHP・検索画面)

①ここに都道府県名を入力して、検索

都道府県名	企業名	業種
東京都	株式会社A	建設業
東京都	株式会社B	建設業
東京都	株式会社C	建設業
東京都	株式会社D	建設業
東京都	株式会社E	建設業
東京都	株式会社F	建設業
東京都	株式会社G	建設業
東京都	株式会社H	建設業
東京都	株式会社I	建設業
東京都	株式会社J	建設業

ここに登録事業者が表示

②コピー＆ペースト

※青枠の企業一覧部分において、
「株式会社」と表記されているものは、
「(株)」に置換しておく。
(CCUSの検索結果における表記が
(株)となっているため)

(競争参加資格者名簿の場合の例)

名簿登録企業一覧

企業名	業種	所在地
株式会社A	建設業	東京都
株式会社B	建設業	東京都
株式会社C	建設業	東京都
株式会社D	建設業	東京都
株式会社E	建設業	東京都
株式会社F	建設業	東京都
株式会社G	建設業	東京都
株式会社H	建設業	東京都
株式会社I	建設業	東京都
株式会社J	建設業	東京都

③

点線の範囲をドラッグして、
[条件付き書式]
—[セルの強調書式ツール]
—[重複するセルの値]を選択
⇒名簿登録企業のうち、CCUS登録企業は着色
⇒[色フィルター]で数を計上

地方公共団体向けCCUS活用促進 相談窓口

CCUS活用促進に向けたインセンティブ措置の導入に関して、地方公共団体の職員の方を対象に、問合せ・相談に対応します。

〔相談内容の例〕

- CCUSの制度の概要や活用方法など
- インセンティブ措置の検討に当たっての関連データや技能者、事業者の登録状況の把握方法
- 国土交通省や先行する地方公共団体における取組事例 等

【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 入札制度企画指導室

対応時間:平日10:00~17:00

電話 番 号:03-5253-8278

メールアドレス:hqt-ccus-support@gxb.mlit.go.jp

※本相談窓口は地方公共団体の職員の方を対象としております。

事業者や技能者の方からの申請方法(審査内容含む)やCCUSの操作方法等に関するお問い合わせについては、(一財)建設業振興基金が運営しているCCUSHP (<https://www.ccus.jp/>) のお問い合わせフォームにて受け付けています。

3 建退共のCCUS活用電子申請方式の導入と 適正履行確保の強化

建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための**建設キャリアアップシステム**について、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

I 建退共のCCUS活用への完全移行

建設技能者の**将来の保障**と**コンプライアンス問題解決**のため、建退共におけるCCUS活用を**官民一体**となって推進

- ・令和2年度は、本格実施に向けた運用**通知・要領等改正**、活用呼びかけ
- ・令和3年度から、**CCUS活用本格実施**
 - > 公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等**履行強化**
 - > 民間工事では、業界において、掛金納付・**充当の徹底を促進**
- ・令和5年度からは、民間工事も含め、**CCUS活用へ完全移行**
- ・経営事項審査での**掛金充当状況の確認方法の見直し**

II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- ・令和2年10月からの**作業員名簿の作成等の義務化**に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においても**CCUS活用を原則化**

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- 専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の**賃金目安を設定し**、下請による**職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映**と元請による**見積り尊重**を促進・徹底
- CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

III 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用

- ・令和2年度は、**国直轄**の一般土木工事(WTO対象工事)において、
 - > **CCUS義務化**モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて**工事成績評定にて加点/減点**）を試行
 - > **CCUS活用推奨**モデル工事（**受注者希望**・目標の達成状況に応じて同評定にて**加点**）を試行
- ・このほか、地元業界の理解を踏まえ、**Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行**を検討
- ・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に**積極的な取組を要請**するとともに、**入契法に基づく措置状況の公表、要請等**のフォローアップ
- ・上記取組と併せ、**業界は加入促進**に積極的に取り組む
- ・令和3年度以降、段階的に**CCUS活用工事の対象を拡大**し、Iと連動して**公共工事等での活用を原則化**

更なる利便性・生産性向上

- CCUSの情報セキュリティ強化と**人材引き抜き防止策**
- 発注者によるCCUS閲覧等**による事務効率化、書類削減
- CCUSと連携した**施工実態の把握・分析**による労働生産性向上の研究
- CCUSによる**勤怠・労務管理機能強化**や**顔認証入退場への活用促進**
- 令和4～5年度までにCCUS登録と**安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化**（マイナポータルとの連携）

以上の取組を推進・進化するために、国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「**業界共通の制度インフラ**」である**CCUS活用を要請**。**フォローアップ体制**を立上げ

4 その他参考資料

-
- CCUS概要チラシ
 - 拡張サービス実証実験について
 - マイナンバーカードとの連携について
 - その他情報共有（人材引き抜き防止、認定登録機関等）

建設キャリアアップシステム

建設業の魅力向上にむけて

技能者一人ひとりの
「技能」と「経験」を
しっかりと「認め」「育てる」仕組みです

point ①

技能者の 処遇改善

- カードをタッチしたりモバイルを使って、就業履歴を蓄積。
- 技能者の賃金アップや建退共で退職金を積み立てて、処遇の改善を実現します。



point ②

明確な キャリアパス

- 技能者の「技能」と「経験」を4種類のレベル分けで評価。
- 業界共通の仕組みで、レベルアップが見通せて、若い人たちに選ばれる業界となります。



point ③

施工能力の 見える化

- 優秀な技能者を育てる事業者として施工能力のアピール。
- 仕事の増大につながります。
- 「人材を大事にする企業」であることをPR。
- 担い手の確保ができます。



技能者を評価する仕組み

- 評価基準に合わせて4種類に色分けされた（白 ➡ 青 ➡ 銀 ➡ 金）カードを交付して評価。

事業者の施工能力の見える化を進める仕組み

- 所属する技能者の人数・評価。
- 施工実績、建機の保有状況。
- コンプライアンス、社会保険加入状況などで評価。

建設キャリアアップシステムは、2023年度を目標として、あらゆる工事で完全実施！

就業履歴の蓄積にはシステムへの登録が必要です

	システムへの登録	現場の登録と就業履歴の蓄積
技能者	技能者にカードが交付されます ●登録はインターネットや窓口で申請が可能です。	IDとパスワードでログイン ●現場に設置されたカードリーダーなどでカードを読み取り、就業履歴を蓄積します。 ●情報を閲覧画面でチェックしたり、帳票の出力ができます。
事業者	●元請・下請が協力して施工体制や作業員名簿を登録します。 （作業員名簿の登録は、技能者のレベル評価に必須です） ●元請が現場を登録しカードリーダーを設置します。	

登録の代行申請をおすすめします！

- 代行申請により、技能者本人から同意を得た事業者が、技能者の登録申請を行えます。また同様に、同意を得た事業者が他事業者の代行申請も可能です。
- 新規登録には、早くて安心な窓口（認定登録機関）がおすすめです。

技能者のメリット

- カードのレベルアップで処遇改善
- 若い人たちは明確な目標でモチベーションアップ
- 仕事の記録を貯めて実力を証明
- 将来的にはカード1枚で資格証の持参が不要

事業者のメリット

- 技能者を育てると施工能力評価がアップし、仕事が増大
- 現場の事務作業が省力化できる
- 担い手となる若い人にアピールできる
- 公共工事の入札で評価アップ

「ピッ！」とカードをタッチすると、
建退共で退職金の掛金310円が
積み立てられます。

電子申請により、
掛金の納付がより確実に
実施されます。

元請、下請事業者の
事務作業が大幅に
軽減します。



CCUSの利用料金には、「技能者登録料」、「事業者登録料」、運用時に事業者にお支払いいただく「管理者ID利用料」、「現場利用料」があります。



①カードリーダー以外での現場入場登録手法の実効性の検証

○中小現場での導入・入退登録促進検証

<電話発信入退場登録>



携帯電話保有者なら
必ずできる「電話発信」
で登録できる機能。「ス
マホ未保有」「アプリに疎
い」等のデジタル弱者の
方の救済が可能

<顔認証アプリ入退場登録>



顔認証 + GPS情報を活
用して簡便・真正性を兼
ねたアプリ。技能者本人
が所有するスマホや現場
設置タブレットで登録



就業履歴

<入退場時間による勤務時間管理機能等の検証>



令和6年度からの罰
則付き残業規制対
応などに向け、遠隔
不特定多数の現場
で就業する社員の勤
務時間及び休日数
把握を支援する機能

②技能者・事業者のCCUS登録メリットの検証

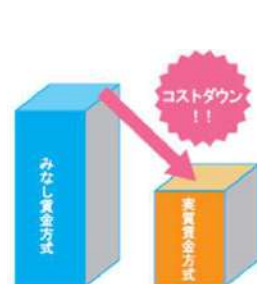
○労務費集計を活用した新サービスの提案・検証

<労務費・法定福利費等集計の検証>



現場毎、企業毎の**労務
費集計機能、労務関
係書類作成機能**により、
労務費及び法定福利
費や優良職長手当の
確保や書類作成効率
化の効果等を検証

<現場労災保険実質賃金申請の検証>



みなし労務費から実質
賃金に保険料算出方
法を変更することで現場
労災保険料の大幅削
減につなげる現場労災
保険実質賃金申請の
効果やニーズを検証

○建退共のCCUS活用による完全電子化の検証

<完全電子化の効果ニーズ検証>



掛金申請・充当の業務効率化と
確実な掛金蓄積へつなげる為、
CCUSに蓄積される入退場登録
情報から元請向けに、現場毎の
建退共の**電子就労状況報告書**
を自動生成する機能の検証

<オンライン加入申込み効果ニーズ検証>

一人親方のオンラインでの建退共への加入申込みができる機能の検証

CCUSの人材引き抜き防止策

- 技能者本人と所属事業者双方の同意なしに、他者の閲覧は不可
- 一方、個々の現場単位で、施工体制・作業員名簿に必要な範囲の情報について、元請・上位下請は閲覧可
- こうした仕組みを踏まえ、人材引き抜き防止策として、事業者の判断で、技能者登録に必要な電話番号・メールアドレスは、会社のものでよいこととする運用に変更する

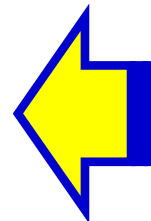
CCUSに登録・蓄積される技能者情報

(登録情報)

- 本人情報・顔写真
- 所属事業社情報
- 社会保険・建退共・労災加入状況
- 職種・経験
- 保有する資格
- 研修等の受講履歴
- 表彰等の履歴

(カードリーダーでの蓄積情報)

- 技能者の就業履歴情報
 - ・現場名等
 - ・所属事業者名



IDとパスワードでログイン



情報閲覧の基本条件

- 初期登録時は**全ての情報が非開示**。開示には、**技能者本人と所属事業者双方の同意が必要**。開示する情報を**選択可**。
- 元請は**自社の稼働中の現場に入場している技能者情報の一部のみ閲覧可能**
- 登録されている情報を閲覧するためには**IDとパスワードが必要**

技能者情報

所属事業者



【条件なし】

- システムに登録されている所属技能者の情報は全て閲覧可能。

元請・上位下請業者



【一部条件あり】

- 元請は自社の現場に入場している技能者情報のみ閲覧可能。
- 上位下請は下位下請の技能者情報のみ閲覧可能。 ※基本設定上は、技能者情報画面の閲覧はできない

他の建設業者



【条件あり】

- 技能者と所属事業者の双方が同意した範囲のみ、他社の技能者の情報を閲覧可能。

CCUS公式ホームページにおける情報提供の状況

○ CCUSの利用に当たっての手续、カードリーダーの設置方法などに関する一般的な情報は、建設キャリアアップシステムの公式ホームページ(<https://www.ccus.jp/>)において提供中。

建設キャリアアップシステム

FAQ(よくあるご質問)
[はこちら](#)

建設キャリアアップシステムに係る2020年10月からの制度改正について
 (「料金の改定」、「お問い合わせのメールでの受付」、「郵送申請・受付窓口申請の受付終了」)

[事業者](#)
[技能者](#)
[代行申請](#)

現場

- 現場運用マニュアル
- 記録・カードリーダー
- 現場事例
- 関連サービス
- 教育用動画

インフォメーション

- システムの目的とメリット
- 各種資料ダウンロード
- 認定登録機関一覧
- ご利用方法・料金

サポート

- 申請関係資料ダウンロード
- インターネット申請ガイド
- FAQ(よくあるお問い合わせ)
- お問合せメールフォーム
- CCUSサテライト説明会 **NEW!**

研修用動画



現場運用マニュアル

現場運用マニュアル	
マニュアルは随時、掲載いたします。また、内容も更新される予定です。版番号をご確認ください。	
Title	版番号
現場運用マニュアル 表紙/目次	3.0.0
第1章 はじめに	4.0.0
第2章 下請事業者の現場運用にあたっての準備	3.0.0
ポイント抜粋版(技能者の変更代行のつくり方 2020年1月13日)	
第3章 組織体制と管理者の設定	4.0.0
ポイント抜粋版(現場管理者のつくり方 2019年12月24日)	
第4章 元請事業者の現場・契約情報の登録	3.0.0
ポイント抜粋版(現場・契約情報のつくり方 2020年1月13日)	
第5章 元請事業者と下請事業者の施工体制の登録	3.0.0
ポイント抜粋版(施工体制登録のつくり方_要請編 2019年12月24日)	
ポイント抜粋版(施工体制登録のつくり方_承認編 2019年12月24日)	
ポイント抜粋版(現場作業員一覧のつくり方 2019年12月24日)	
第6章 元請事業者の現場の準備	

現場におけるCCUSリーダー設置事例

現場事例
22004
 ~土木工事~

現場概要

管区区分	公共工事(市町村)
工事の種類	土木工事
工期	2020年3月 - 2020年11月
運用開始	2020年9月
設置履歴(登録番号)	記録・Windows + カードリーダー(Dragon-CC)

近月間地に至るまでのトピックへ

- 施工体制登録はCCUSホームページ 現場運用マニュアル ポイント抜粋版でスムーズに完了。
- https://www.ccus.jp/pt/11/11_manual
- 設置後の立地は優良、退去を優先。

社内取組み状況へ

- 今後、影響関係発注の工事にて採用予定。

※写真内にカードリーダーを設置

○申請書類の受け取りや記入補助、本人情報や資格等の真正性の確認を実施

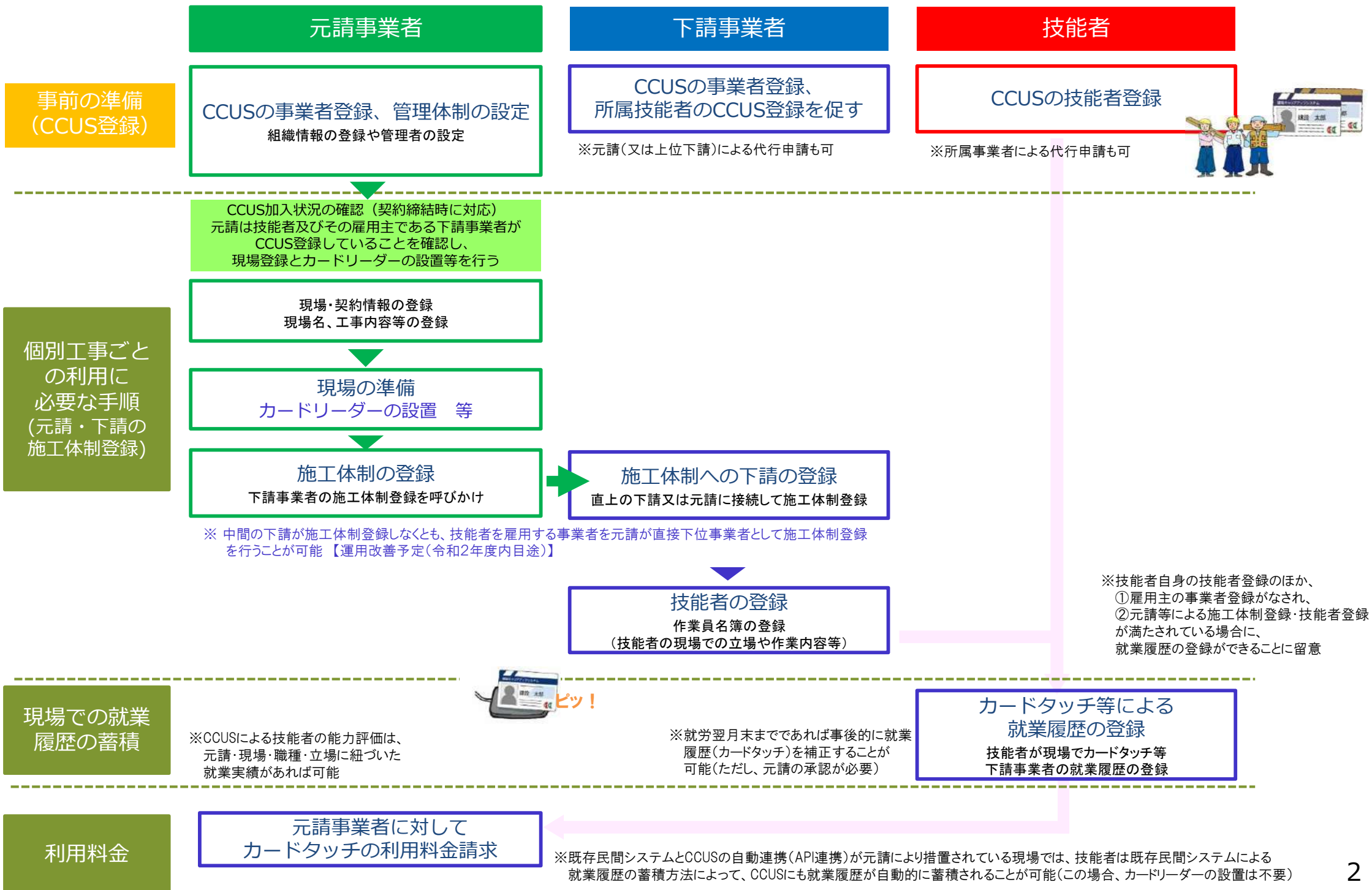
沖縄県		
役割	名 称	住 所
認定登録 機関	全建総連 沖縄県建設ユニ オン	那覇市泊3-11-1

建設キャリアアップシステム

現場利用のための手順

（カードタッチのための元請・下請の準備等）

CCUS現場利用に向けた手順の概要

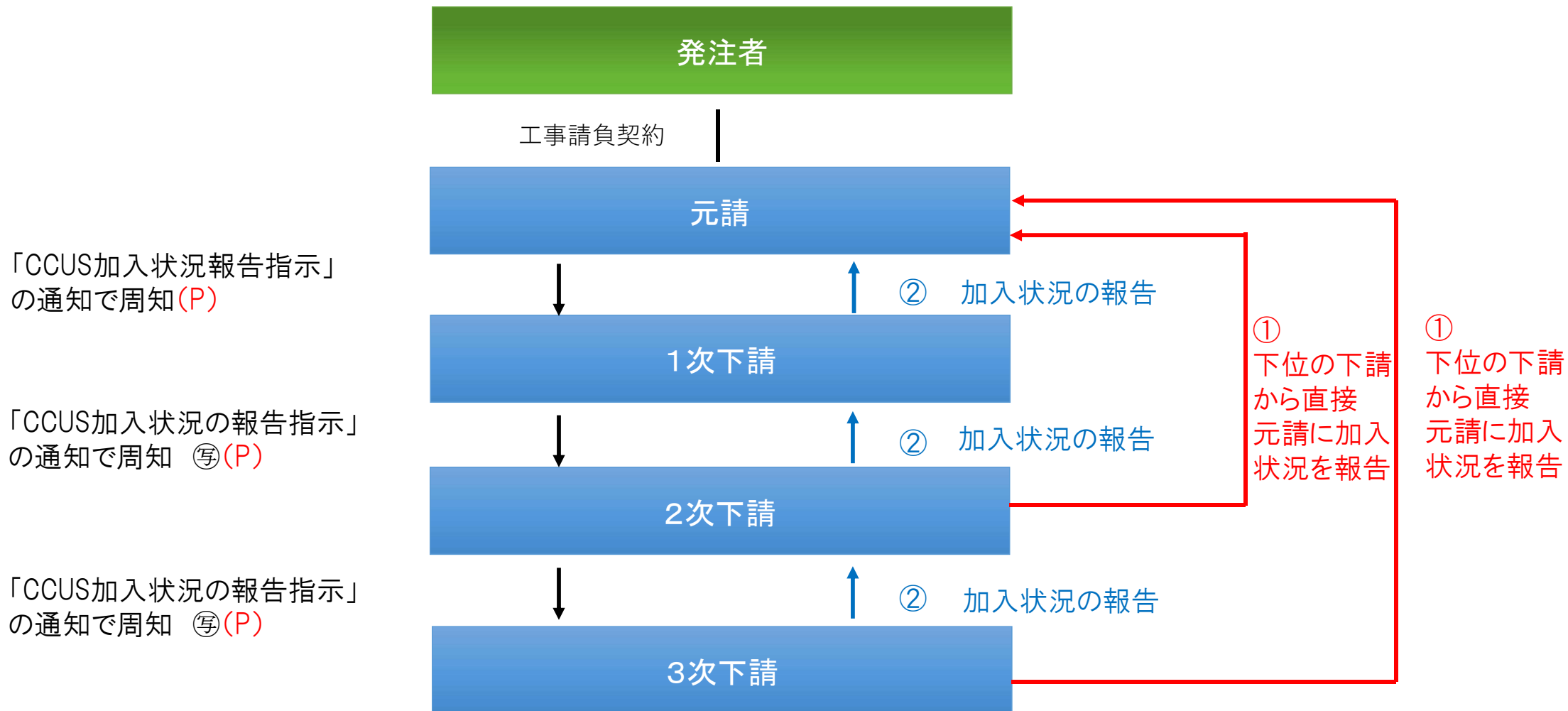


元請による技能者等のCCUS加入状況の確認フロー（案）

○ 元請は、自ら把握した情報に基づいて、又は、①施工に携わるそれぞれの下請から直接に、若しくは、②各下請の上位の下請を経由して順次報告させることにより、施工に携わる下請と技能者のCCUS加入状況（事業者登録及び技能者登録）を確認する

⇒ 元請は、CCUSを利用可能な技能者があることを確認した上で、現場登録及びカードリーダーの設置等を行う

※ なお、作業員名簿において、技能者のCCUSの加入状況を確認することも可能とすることを検討中（令和2年10月1日施行の改正省令に合わせ、作業員名簿の様式を作成し、技能者のCCUS登録状況を記載）（P）



○元請事業者は各現場毎に「現場・契約情報」を登録

登録する情報は「現場情報」、「契約情報」、「工事情報」の3種類

現場情報 (必ず登録)	現場名 、組織情報、現場連絡先、現場事務所（住所、電話番号など）、現場管理者、就業履歴蓄積期間、発注区分、有害物質の取り扱いの有無
契約情報 (必要に応じて登録)	契約工事名称 、施工場所（住所、電話番号など）、発注者名、受注形態、請負金額、契約工期、労働保険番号
工事情報 (必要に応じて登録)	工事区分（建築・住宅工事、土木工事、電気・空調衛生・その他工事） コリンズ登録、建築確認番号、工事内容、 工事概要・特殊条件などの自由記入

※項目毎で表示・非表示を選択できる。ただし、「現場ID」、「現場名」、「発注区分」、「有害物質の取り扱いの有無」の4項目は必ず表示。

○現場に設置する機器類（パソコンやカードリーダー等）やインターネット環境は**元請事業者が準備**

○就業履歴を蓄積するための**就業履歴登録アプリ（建レコ）**を**事前にインストールする** ※アプリ「建レコ」は、ホームページから無料でダウンロード可能

※インターネット環境が用意できない現場では、就業履歴を事後に直接システムへ登録することも可能（ただし、事後の登録の際に元請事業者の承認が必要）

※このほか、既存民間システムとCCUSの連携により、既存民間システムのカードリーダー等で蓄積される就業履歴情報をCCUSに自動蓄積することも可能（この場合は既存民間システムのカードリーダー等の機器をそのまま使用できるため、新たな設備投資は不要）

現場設置イメージ



現場内での周知啓蒙用ポスターはホームページの『現場運用マニュアル』のページからダウンロード

【用意する機器・環境について】

技能者の就業履歴を蓄積するためには、以下の①②③の機器・環境と、就業履歴登録アプリ「建レコ」が必要

①インターネット接続環境

パソコンの場合



iPad / iPhone の場合



②アプリケーションをインストールする機器



③カードリーダー



カードリーダー

- USB タイプ
- Bluetooth タイプ

パソコン (Windows)



Windowsパソコンとカードリーダーを設置した例

iPad



iPadとカードリーダーをBluetooth接続し、設置した

iPhone



iPhoneとカードリーダーをBluetooth接続し、設置した例

カードリーダー設置イメージ



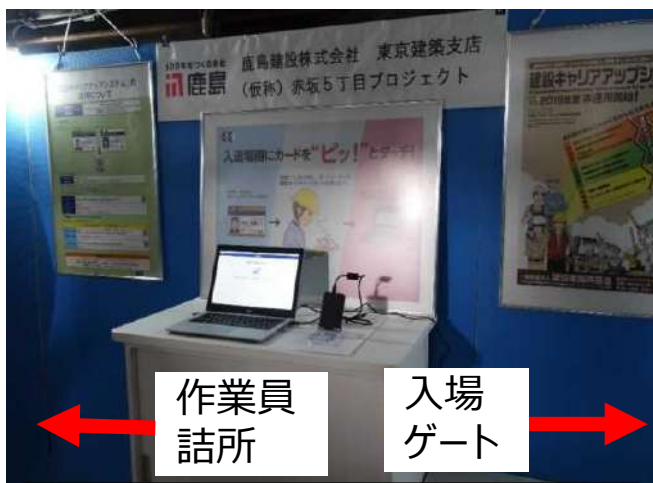
屋外のため、盗難防止や雨対策の観点から、ガードマンボックスを活用



マンションのリフォーム現場で施工しない部屋の棚に設置
日々、設置箇所を移動するため、きめ細かに周知することが重要



カードリーダーを朝礼会場に持ち込んで、その場でカードをタッチ



安全通路上で、技能者が必ず通る導線上に配置



人感センサーによるスピーカーを設置して、技能者に自動呼びかけ

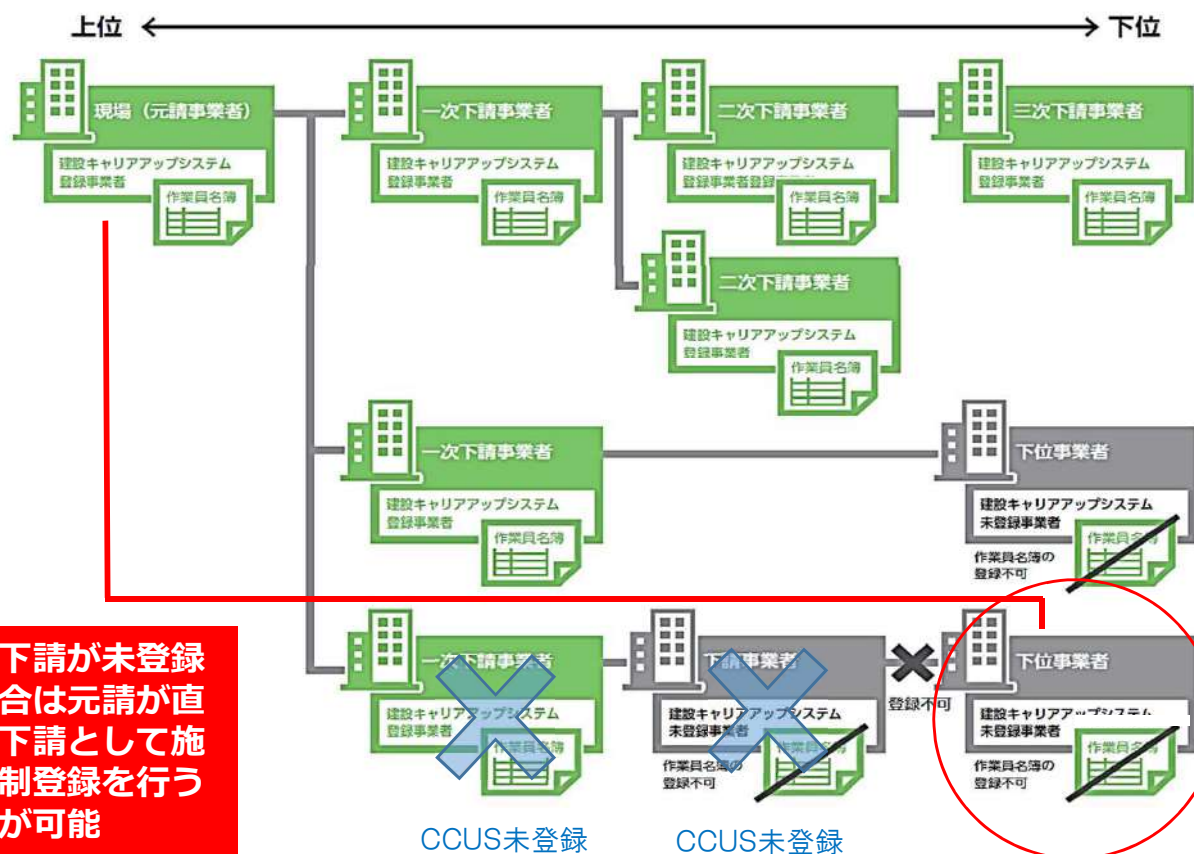


戸建住宅現場の屋内にiPadを設置

- 元請事業者が「現場・契約情報」を登録した後、元請事業者と下請事業者は協力して施工体制情報を登録 ※工事途中でも更新可能
- （元請が現場登録をすれば、）上位の下請が施工体制登録していない場合であっても、（技能者を雇用する）下請事業者が直接に元請に接続して施工体制登録を行うことが可能 【運用改善】
※CCUS加入技能者が現場での就労履歴を確実に蓄積できるよう、施工体制どりの登録を行うことに支障がある場合は、元請への接続を優先して措置することが重要
- その上で、大規模工事はじめ、施工体制台帳や作業員名簿の管理等の効率化の観点から、次数順にすべての下請について施工体制登録をすることを推奨

⇒ 施工体制の登録後、下請は自ら雇用するCCUS登録済の技能者について作業員名簿に登録

登録の例



【従来】

システムに登録していない事業者は施工体制に反映されない

※上位事業者が一社でも登録していない場合、
下請業者は施工体制に登録できない
※作業員名簿の登録ができない

運用 改善後

※登録済の元請又は下請に接続しない場合、
下請業者は施工体制や作業員名簿の登録
ができない

※システムに登録していない事業者は施工体制
として反映されない

上位下請が未登録
の場合は元請が直
接の下請として施
工体制登録を行う
ことが可能

- 施工体制に登録した下請事業者は作業員名簿に技能者を登録
- 登録の際に、就業内容（職種や立場など）を追加登録 ※これらは能力評価・レベルアップに必須の情報

登録者	○技能者の所属する下請事業者が登録 ※代理手続事業者の登録も可能（ただし事業者間合意が必要）
登録方法	①作業員を個別に登録 ②作業員名簿パターンに登録【適用】

◎登録する情報

就業内容	職種	技能者が登録している職種からプルダウンして選択（とび工、鉄筋工等）
	作業内容	自由記入
	立場	プルダウンして項目から選択（職長、班長等）
	有害物質の取り扱い	チェックボックスの項目から選択（石綿に関する作業、粉じんに関する作業等）および「その他」を選択しての自由記入
	特殊健康診断	プルダウンして項目から選択（有機溶剤、鉛、石綿等）
作業内容などに必要な保有資格	プルダウンして項目選択	技能者が登録している資格からプルダウンして選択（技能士、資格・免許、技能講習等）

職種には大分類と小分類があります。プルダウンから検索するか、コード表を利用。（普通作業員の例）

大分類

小分類名

閉じる 設定

01	その他
01	普通作業員

検索条件

大分類 小分類名

普通作業員

検索 クリア

大分類コード	大分類	小分類コード	小分類
02	普通作業員	01	普通作業員
02	普通作業員	02	掘削工
02	普通作業員	03	基礎工

閉じる 設定

- 技能者は、現場入場の際に、（建レコに接続された）カードリーダーにカードタッチして就業履歴を蓄積

（就業履歴は、日々の入場の際にその都度CCUSカードをタッチして蓄積することが基本）
- 既存民間システムとCCUSの自動連携が元請により措置されている現場では、技能者は、既存民間システムによる就業履歴の蓄積方法によって、CCUSにも就業履歴が自動的に蓄積されることが可能
- ※ただし、既存民間システムが使用される現場であっても、CCUSとの連携が措置されていない場合は、別途、CCUSカードによるカードタッチが必要となるので注意。入場箇所での掲示や朝礼等において、現場関係者間で確認・周知の徹底を図ることが必要

カードタッチ

（建レコ）

（TcPass）



顔認証

（NEC、グリーンサイト、Buldee）



携帯アプリ + GPS

（グリーンサイト、EasyPass）



その他の API連携システム

NO	システム名	入力機能	管理機能
1	WIZDOM	iPad を使った QRコードの読取	就業履歴登録、工事関係書類作成・出力など
2	ワイズワーク	CCUS カード、ICカード、RFID、QRコード、指静脈認証	入退場管理、建退共連携など
3	建設現場顔認証入退管理サービス	GPS、生体認証、CCUSカード	入退場履歴出力
4	コムテックス認定システム	CCUSカード、固有デバイス	労務費報告、入退場履歴出力など

※上記システムの仕様については、API連携申請時の情報のもとに記載

※システムの利用可否については、現場毎に異なることに留意

所属事業者				技能者		元請事業者		現場				有害物の 取り扱いの 有無
事業者ID	事業者名	法人個人区分	建設業 退職金 共済制度 共済契約者 番号	技能者ID	技能者名	事業者ID	事業者名	現場ID	現場名	工事区分	工事内容	
415229 370068 22	(株)基金 建設	法人	1321	3015421 6388821	目黒 一郎	4152293 7006822	(株)元 請A	362658 101023 71	A現場 工事	建築・ 住宅工 事	駅舎新 築工事	無
415229 370068 22	(株)基金 建設	法人	1321	1778893 0382321	広尾 二郎	4152293 7006822	(株)元 請A	362658 101023 71	A現場 工事	建築・ 住宅工 事	駅舎新 築工事	無

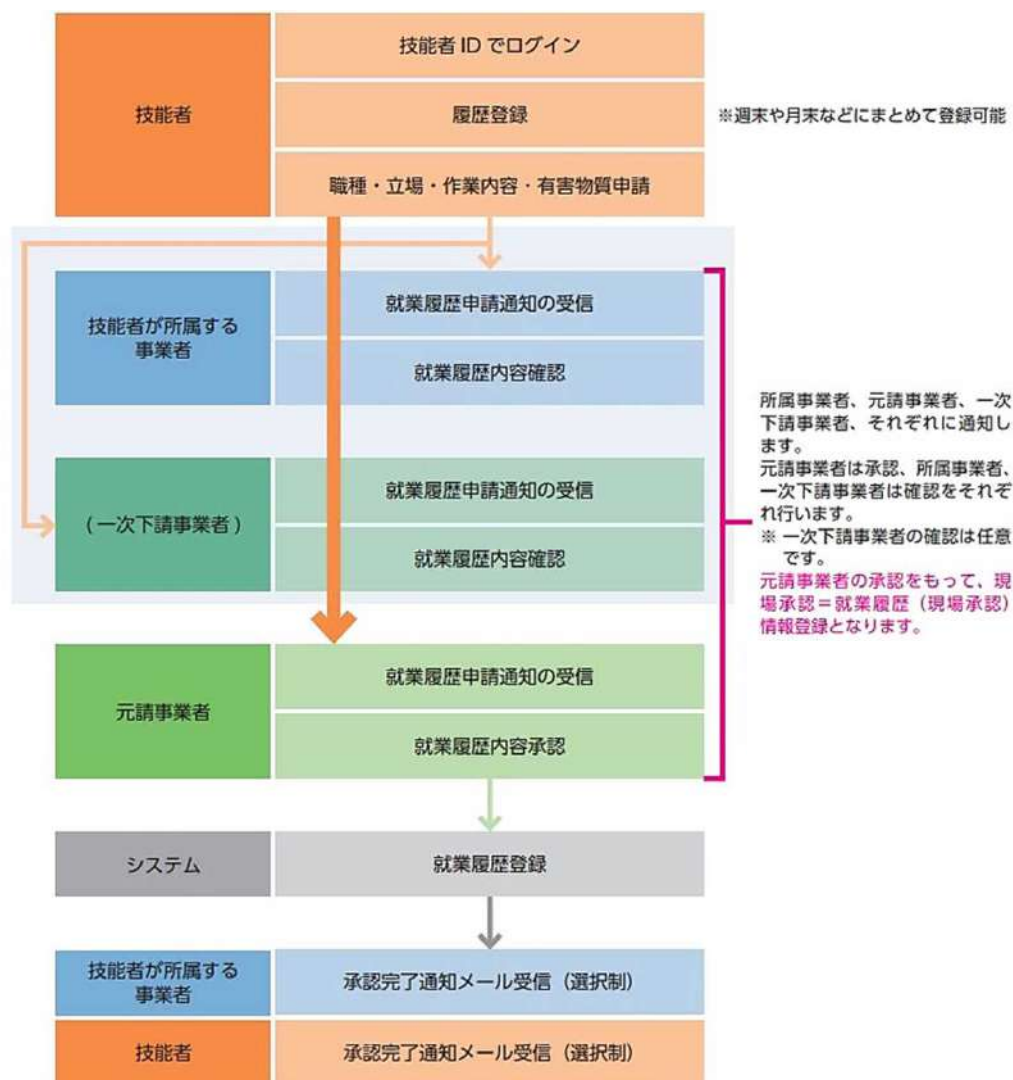
技能者		就業履歴										
技能者ID	技能者名	就業履歴数※1				2019年10月の登録※2			就業内容			
		計上・非計上	現場登録済 (計上)	現場未承認 (非計上)	現場未登録 (非計上)	1	...	31	職種	立場	作業内容	有害物質の取り扱い、有害業務への従事有無
30154216388821	目黒一郎	計上	20	-	-	IC	...	IC	鉄筋工	職長	鉄筋工事	無
17788930382321	広尾二郎	計上	21	-	-	直接	...	IC	とび工	職長	土工	無

技能者がどの工事で、いかなる職種・立場で作業したかの履歴が蓄積

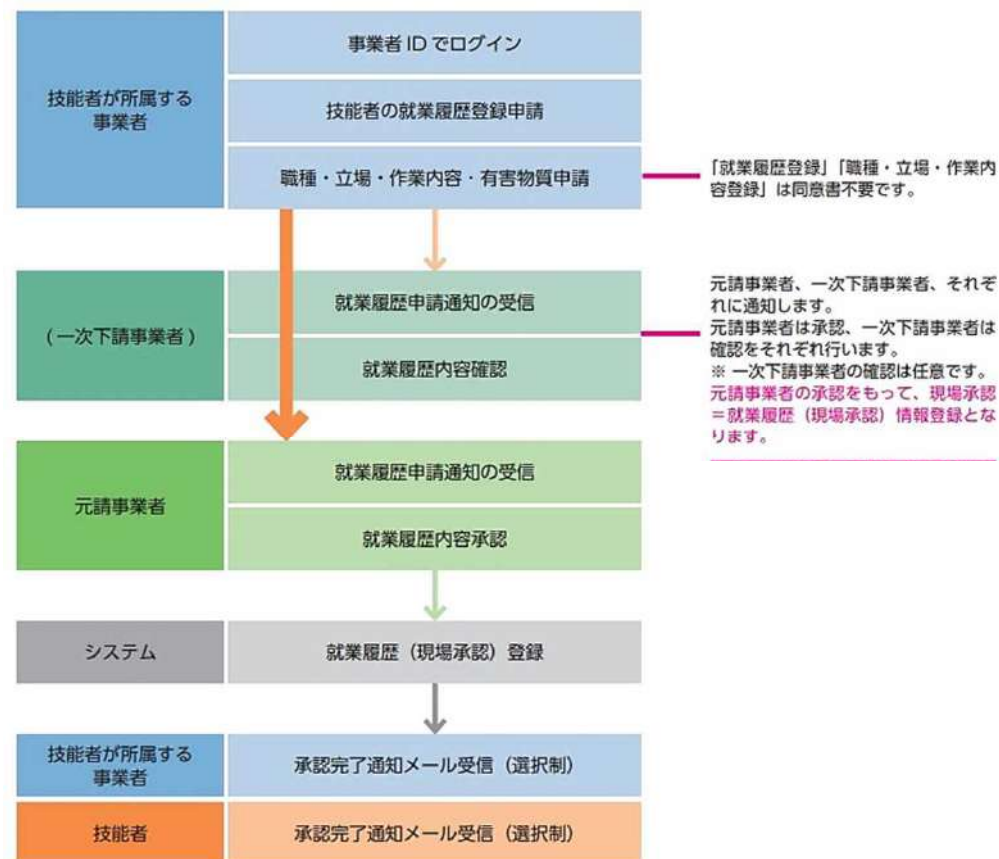
○技能者が建設キャリアアップカードを忘れた場合など、事後にシステムに直接入力することで就業履歴を蓄積（補正）することが可能（システム上で元請の承認を得る必要）

※ただし、働いた日の翌月末までしか補正（直接入力）できないため注意

技能者本人による就業履歴のCCUSへの直接入力



技能者が所属する事業者による就業履歴のCCUSへの直接入力



- 現場利用料は、元請に対して、毎月、当該元請のすべての現場の現場利用料合計を一括請求（タッチ総数×（現行@10円））（①）
- 元請は、システムの確認画面において、現場ごとの前月分の請求額と当月分の実績を閲覧することが可能（②③④）。

【請求書（イメージ）】

請求書 (イメージ)

作成日 2020 年 4 月 18 日

請求金額 2,034 円

支払期限 2020 年 5 月 15 日

品名 現場利用料 単価 (円) 2,034 数量 1 金額 (円) 2,034

【現場利用料閲覧画面（イメージ）】

現場利用料閲覧画面

② ③ ④

現場ID	現場名	第一地区	第二地区	第三地区	現場利用料の住所	工事区分	管理会社	管理番号	前月までの総計額	7月分			
										試算総額 (円)	現場利用料	8月請求額	当月実績額
21111111111111	アマゾン・新規工事	本社			東京都港区虎ノ門 ●-1	電気・空調・配管 その他工事	空調 太郎	11111111111111	0	675	904	156	0
22222222222222	〇〇土木工事	大阪支社	大阪支店		大阪府大阪市〇〇 〇〇道路	土木工事	土木 一郎	12345678912345	0	123	36	32	0
33333333333333	〇〇建設・土木工事	福岡支社	福岡支店		福岡県福岡市〇〇-1	建設・住宅工事	住宅 次郎	23456789123456	0	214	64	8	0
44444444444444	〇〇市建設補修工事	本社	東京支店	新橋事務所	東京都港区南〇〇	土木工事	土木 三郎	34567891234567	0	98	234	2	0
55555555555555	〇〇市建設補修工事	本社	東京支店	新橋事務所	東京都港区南〇〇	土木工事	土木 三郎	34567891234567	0	77	228	21	0
66666666666666	〇〇市建設補修工事	本社	東京支店	新橋事務所	東京都港区南〇〇	土木工事	土木 三郎	34567891234567	0	32	96	34	0
77777777777777	〇〇市建設補修工事	本社	東京支店	新橋事務所	東京都港区南〇〇	土木工事	土木 三郎	34567891234567	0	111	33	32	0
88888888888888	〇〇市建設補修工事	本社	東京支店	新橋事務所	東京都港区南〇〇	土木工事	土木 三郎	34567891234567	0	23	69	1	0

請求書 (イメージ)

作成日 2020 年 4 月 18 日

請求金額 2,034 円

支払期限 2020 年 5 月 15 日

品名 現場利用料 単価 (円) 2,034 数量 1 金額 (円) 2,034